

・財団設立30周年を迎えて 理事長 髙木 浩文	1
・祝 辞	2
滋賀県知事 三日月 大造 氏	
元滋賀県副知事 元理事長 田口 宇一郎 氏	
・寄 稿	4
元理事長 力石 伸夫 氏	
前理事長 中鹿 哲 氏	
・財団の沿革・あゆみ	6
・事業紹介	9
。ヨシを「守る」「育てる」「活用する」	9
○水草の管理と利活用	1 3
。自然保護・環境保全事業を通じた持続可能な社会に向けた人づくり	1 6
。CO2ネットゼロ社会の構築へ滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの取組み	1 9
○ 琵琶湖を守る下水道とそれを支える淡海環境プラザ事業	2 9
○環境情報の発信	3 6
・過去に実施していた主な事業の紹介	3 7
○ヨシ群落造成事業	3 7
○散在性ごみ対策事業	3 8
○ 水鳥給餌事業 および 琵琶湖一斉水鳥観察会	3 8
○ 啓発学習用ビデオ製作事業	3 9
。環境保全に係る団体への支援・後援の実施	3 9
。海外環境ツアー事業	4 0
。エコライフびわ湖賞表彰事業	4 0
○ 県民協働発電	4 1
○ びわ湖検定	4 1
○ ススキふれあい事業	4 2
○ おうみ節電アクションプロジェクト	4 2
○ マザーレイクフォーラム事業	4 3
○ JICA 草の根技術協力事業	4 3
○ 滋賀エコ・エコノミー推進事業	4 5
。	4 6

・現在の定款、財団設立趣意書・財団設立時の寄付行為

・環境をとりまく動きとあわせた財団の沿革・あゆみ

・歴代の理事長・令和5年度役員名簿・財団の現在の組織体制

4 7

5 6

5 8



財団設立30周年を迎えて

公益財団法人 淡海環境保全財団 理事長 高木 浩文

淡海環境保全財団は、平成5年5月、県と市町村の出捐により設立され、昨年5月に30 周年を迎えました。

この記念すべき節目の年を迎えられましたのも、滋賀県、県内市町をはじめ事業者、県民の皆様のご支援、ご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

当財団は、平成4年に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」および「滋賀県ごみの散乱防止に関る条例」が制定されたことを契機として、事業実施体制の一元化を図り、計画的かつ効率的に取り組むため「財団法人淡海環境保全事業財団」として設立されました。

設立当時の主な業務は、ヨシ群落の維持管理や造成、水草の刈取りや有効利用を行うとともに、ゴミの散乱防止の啓発や清掃活動でありました。その後、平成10年に滋賀県自然保護財団および滋賀県自然保護協会を統合するとともに、名称を「淡海環境保全財団」に変更し、平成12年には県知事から滋賀県地球温暖化防止推進センターの指定を受け、平成24年には公益財団法人へ移行、平成25年からは下水道の水質管理や普及啓発業務を開始し、現在に至っております。

この間、ヨシ群落の保全については、当財団がヨシ苗を生産し、行政、県民、事業者、各種団体の皆さんなど多様な主体との取組により、生育面積は昭和28年度と同程度の約260haまで回復しました。しかしながら、群落によっては、まばらな状態での分布や、ヤナギの巨木化、侵略的外来水生植物の侵入など、良好とは言えない箇所もあり、引き続き対応すべき課題も残っております。

また、地球温暖化防止活動では、Co2ネットゼロ社会の実現に向け、県民の皆さんが気候変動問題を自分ごとと捉え、自ら行動に移していただくよう、地球温暖化防止活動推進員の皆さんと協力し、出前講座をはじめ様々な啓発活動を実施してまいりました。

さらに、水質保全に関しては、県内で培った下水処理技術の普及啓発や海外における技術 指導を行うとともに、循環経済への移行に向けた取組として高島浄化センターにおける下水 汚泥のコンポスト化にかかる各種試験や普及啓発を実施しております。

このように当財団は、「自然と人との共生」をめざして30年の歩みを続け県内における 環境保全に貢献してまいりましたが、現在、地球規模での気候変動や生物多様性損失などへ の対応が喫緊の課題となっております。

今後も、当財団は、設立の理念を踏まえ、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境の保全と持続可能な地域づくりに向け、自然共生、脱炭素、資源循環の視点をもって、事業者、団体、県民の皆様など多様な主体とともに地域に根差した取組を一歩一歩着実に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。



祝辞

滋賀県知事

三日月 大造 氏

淡海環境保全財団が設立30周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

貴財団は、平成5年に県と市町村の出資によって設立されて以来、滋賀の優れた自然環境の次世代への継承や自然と人との共生を目標に、環境問題に取り組む団体の中心的な役割を果たしてこられました。県民、事業者、行政と一体となって、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境保全活動に積極的に取り組まれていることに、心から敬意を表します。

また、平成24年4月1日からは公益財団法人に移行され、「ヨシ群落の保全」「自然保護・環境保全」「地球温暖化防止活動」「水質保全」「環境情報の発信」の5つを活動の柱として自主事業の充実に努められ、自主自立の財団運営の中で、公益性の高い事業に取り組まれていることを大変頼もしく思っています。

滋賀県は、琵琶湖を中心に、山に囲まれ、川や里山のつながりをもち、豊かな生態系や歴史・文化が育まれてきました。私たちは、この多様な価値を未来に受け継いでいかなければなりません。

現在、生物多様性の損失や気候変動等、地球レベルでの様々な環境課題があります。数十年に一度クラスの異常気象がもはや珍しくない世の中になりつつある今、本県においてもこれらに関連する被害が発生しており、気候変動や自然災害に強い暮らしを実現することは一刻の猶予も許されない、きわめて重要な課題といえます。

こうした多様な環境課題の解決のためには、これまでの「いかに環境への負荷を抑制するか」の視点に加えて、「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点が重要です。

 CO_2 ネットゼロ社会づくりや循環経済への移行、生物多様性の保全など地球規模から地域レベルの様々な環境課題を「自分ごと」として捉え、自ら行動していく必要があり、令和3年7月に策定された「琵琶湖版SDGs」である「MLGs(マザーレイクゴールズ)」はそのための指針となります。

MLGsの目標達成に向け、琵琶湖をはじめ滋賀の恵み豊かな環境を守りながら、地域資源の価値や魅力を高めていくためには、県民や企業、行政等の多様な主体が力を合わせていく必要があります。

貴財団におかれましては、これまでの事業で培われた様々な知見を礎として、県民の皆様をはじめ、環境問題に取り組む様々な関係団体の皆様とともに、本県および琵琶湖の環境保全のためにより一層ご活躍いただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、貴財団のますますのご発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



祝辞

元滋賀県副知事 元理事長

田口 宇一郎氏

公益財団法人淡海環境保全財団設立30周年、誠におめでとうございます。心からお慶び 申し上げます。

当財団は、平成5年、ヨシ群落の保全をはじめとする真に豊かな自然環境の実現を目指し、行政、県民、事業者が一体となって、環境保全事業に取り組もうと設立され、その後、地球温暖化防止活動の推進や下水道の普及啓発などに取り組まれ現在に至っています。

私自身、行政の立場で通算約8年間、また理事長として4年間この財団にかかわってまいりました。このたび、設立30周年を迎えられたことは非常に感慨深いものがあります。

とりわけ、財団設立の直接の契機となったヨシ群落の保全については、当財団がヨシ苗を 生産し、行政、企業や地域など多様な主体との協働による様々な取組により、現在のヨシ群 落としての面積は、いわゆる「高度経済成長期」以前の状況にまで回復させることができま した。

また、私が理事長として運営に携わった平成15年4月からの4年間は、本県でも「環境学習の推進に関する条例」が施行されるなど、環境保全についての理解を深めるための学習の重要性がクローズアップされた時期でもありました。

このような中、現在も続く地球温暖化防止活動推進員等による小中学校や公民館、企業等を対象にした出前講座や、県内小学生を対象に「ヨシ出前学習」をスタートし、ヨシ学習・植栽等を通じ、自然や環境への理解を深めてもらう取組みを展開したところです。

当時の広報誌でも「21世紀は『環境の世紀』であると言われており、持続可能な社会の 実現のためには、その礎となる人を育てることが求められている。」と記述させていただい たことが今も記憶に残っています。

現在の地球温暖化をはじめとする環境問題は、私たちの生活や事業活動に起因しており、 これを解決するためには、自然の復元能力の限界を超えて物質的な豊かさや利便性を追い続 けるこれまでの社会のあり方や生活様式を見つめ直す必要があります。

今後も、持続可能な社会のしくみの構築を目指し、県内のあらゆる主体が自然共生、脱炭素や資源循環などの取組を推進していくに際して、そのパートナーとして貴財団の役割は非常に重要であると思います。

結びに、貴財団におかれましては、今後も、自然と人との共生をめざして、これまで30年間にわたり培われた知見を礎として、行政、県民、事業者の皆さんと一体となって様々な取組をより一層推進していただきますとともに、今後のますますのご発展をご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



寄 稿 「財団設立 30 周年に寄せて I

元理事長 力石 伸夫 _氏

財団設立30周年、誠におめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

財団は1993年5月に設立、財団の理念を「自然と人との共生を目指して」とし、琵琶湖に関連する、繁茂しすぎる水草の刈り取りや減少してきたヨシ群落の育成、下水の水質管理評価業務の県・市への技術支援、さらには地球温暖化防止の活動として滋賀県地球温暖化防止推進センターの受託および推進員との連携による各種の取組などを担ってきました。

私は2010年5月に理事長に就任しました。

当時の嘉田知事が民間から理事長を選任すべきだとのことでしたので、民間らしいマネジメントを心掛けて実行する覚悟で臨みました。

就任時の挨拶で「琵琶湖の水環境や地球温暖化など環境問題は、究極、人の生き方に関わる問題であり、一人ひとりの考え方・生き方をどう変えていくかが大事である。このことは官も民も同じだ」と訴えました。その後も、民間企業の心に響く事象で感じたことを毎月末の「朝の話題提供」で話してきました。

こうして8年もの長きに亘り理事長を務めさせていただきましたが、特に感銘を受けた2点を紹介したいと思います。

1つは、地球温暖化防止活動推進員さんの崇高なボランティア精神です。若者の推進員が増えてきていますが、多くは企業 O B です。その皆さんが熱心に、教材づくりに取り組み、また研修の進め方の議論を尽くされている姿は敬服するばかりです。

もう1つは、琵琶湖環境科学研究センターの内藤正明・前センター長による財団会議への参加とアドバイスです。

特に、財団20周年での対談で、「琵琶湖は未来を示唆する世界遺産」とされた上で、「もっと琵琶湖を向いて暮らしませんか」と提言をいただき目から鱗で受け止めました。

さて、今後の社会のキーワードは、Well-beingだと言われます。

この言葉は多様な概念を含むため、学術的に統一された定義は確立されていませんが、社会的なウエルビーイングの観点で持続的な満足した生活を送るために、健康な琵琶湖の維持と地球温暖化防止に繋がる未来の創造に取り組まれることを祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



寄 稿 「財団設立 30 周年に寄せて I

前理事長 中**鹿** 哲 氏

四季折々にいろいろな表情を見せてくれる自然豊かな矢橋帰帆島を、昼休みに一人散歩することが私の日課でした。特に春の桜並木と晩秋のメタセコイアの紅葉は見事です。人工島とは思えない緑豊かなこの島の入り口に財団の事務所はあります。

平成30年から5年間、財団にお世話になりましたが、その10年前、設立20周年を迎えようとする折りに、2年間評議員として財団運営に関わらせていただいた。さらに、県で行政改革を担当していたころ、淡海環境プラザの前身、水環境科学館の廃止や下水道公社解散の方向付けをとりまとめた。そうした過去の経緯を経た理事長就任には、感慨深いご縁を感じざるを得ません。

さて、この在任5年間で、特に印象深い事柄をいくつか思い返してみたい。

当財団は、別名「ヨシ財団」と呼ばれるほどであり、特筆すべきはヨシの取り組みです。 長年に亘る熱心な取り組みにより、その高い専門性から、県内はもちろん、全国的にもこの 分野では名が知れ渡っています。事業としてヨシ植えやヨシ刈りを実施していただけでな く、ヨシに関する経験・知見を積み重ねてきたからこそであり、その一員としての誇りと諸 先輩への感謝の念が強く印象に残っています。

また、水環境の分野では、下水汚泥をコンポスト化(たい肥化)し、それを肥料にして美味しい野菜を栽培する「BISTRO下水道」に、果敢にチャレンジした取り組みも楽しかった。試験農場で栽培されたいろいろな野菜を美味しく試食したのも懐かしい思い出です。有識者や先進地の事例に学び、企業や農家の皆さんと連携しながら、積極的に粘り強く進めることできました。

さらに、地球温暖化対策は近年の環境問題では最重要かつ喫緊の課題であり、地球温暖化防止活動推進センターの重責を担う財団として、人や予算を充実させながらいくつかの新たな事業に取り組みました。まちづくりや学生・若者、企業など様々な切り口で、温暖化防止活動推進員の皆さんや、市町、地域、企業などと連携しながら、温暖化対策を着実に推進することができました。

ありがたかったのは、評議員、理事、監事の皆さんが財団の事業や運営に積極的に関わって下さり、貴重なアドバイスや暖かい励まし、そして、時に厳しい叱咤激励の言葉を頂いたことであります。心より感謝申し上げます。そして、何よりも事務局職員に支えていただいた。「ワンチーム」になって目標に向かって突き進むことで、大きな成果を上げることができたと考えます。重ねて感謝申し上げます。

今、グローバルな視点で地球温暖化や生物多様性の危機が叫ばれる中、地域からこれらの問題の解決への端緒を開くことが求められています。今後とも、財団が有する様々な強みを活かすことで、「環境先進県滋賀」にふさわしい、環境分野における民間中核機関としての役割、使命を果たされんことを心より期待します。

○財団の沿革・あゆみ

琵琶湖の周辺では古くからその豊かな自然を利用しながら人々が暮らしを営み、現在では140万人の人口が集積しています。それにもかかわらず、琵琶湖は今もなお固有の動植物を育む豊かな生態系を保ちつつ、近畿1450万人の生活と産業を支える良質な水資源を供給しています。

この世界的に見ても際立った個性を持つ湖沼、恵まれた自然環境を保全し、次世代へ受け継いでいかなければならないという積極的な機運が高まってきたのは、戦後しばらくしてからであり、以後、数多くの試みが行われてきました。

その背景には、昭和30年代に始まる日本経済の高度成長があります。これによって経済的にも、 社会的にも数々の新たな要請が生まれ、人々のライフスタイルとともに、湖岸や集水域の土地利用の 変化をもたらし、その結果、先人たちが守り続けてきた自然環境が様変わりしてきました。

その中でまず公害問題が全国的に大きく問題となり、 その後、淡水赤潮や水草の異常繁茂、魚介類の減少などさ まざまな異常が琵琶湖で顕在化しました。これに対応する ため県民世論を背景に各種行政施策が推進されました。

昭和30年代から40年代にかけての施策は、公害防止に主眼を置いた工場等への規制が中心でしたが、昭和50年代以降は、生活系の排水やごみへの対応にも目を向けられ、さらに昭和60年代以降、身近なところから「より良い環境をつくっていこう」という施策へ変化していきました。

このような流れの中で、滋賀県の環境行政の中でも特色 ある2つの条例の制定がされました。平成3年度制定の 「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」および 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」です。

いずれの条例も、翌年の平成4年6月および7月に施行され、これに基づく様々な施策を展開することになりましたが、事業の範囲や対象が非常に広範囲に及び、滋賀県の関係部局はもとより当時50を数えた県内市町村、事業者および県民の皆さんに広くご協力いただきながら、これらを具現化していくためには、事業を一元化して、スケールメリットを活かし、効率的に取組む必要がありました。

こうしたことから、平成5年5月28日、滋賀県と当時の県内全50市町村の出捐により「財団法人 淡海環境保全事業財団」が設立されるとともに、設立当初の事務所は、前年に竣工した滋賀県大津合同庁舎に置かれました。

設立当時の新聞記事では、『環境保全を専門とする環境 事業財団を創設したのは、全国都道府県レベルでは初め て』とのことで大きく取り上げられました。



ョシ群落保全条例施行記念ョシ植栽 (平成4年7月1日)



第1回滋賀県ヨシ群落審議会 (平成4年7月27日:県庁)



滋賀県大津合同庁舎竣工 (平成4年3月:大津市松本一丁目)

財団組織等の変遷

平成4年 滋賀県 「ヨシ群落保全条例」施行 「ごみ散乱防止条例」施行

> 淡海環境保全 事業財団

淡海環境保全財団

平成5年5月

財団設立

平成 1 0 年 4 月 財団法人滋賀県自然保護財団

滋賀県自然保護協会 ⇒ 統合・名称変更 平成 1 2 年 1 0 月

滋賀県地球温暖化防止 活動推進センターの指定 平成24年4月

公益財団法人に移行

平成25年4月

淡海環境プラザ開設

発足当初の業務は、「ヨシの植栽と刈り取り」、「刈り取ったヨシの再利用」、「散乱ごみ対策」、「水草の除去作業」などでありました。

その後、平成10年には「財団法人 滋賀県自然保護財団」が廃止され当財団に統合されるとともに、併せて廃止される「滋賀県自然保護協会」の事業・財産について、当財団が引き継ぐことになり、3団体を統合した新たな財団として「財団法人 淡海環境保全財団」が設立、活動基盤の強化が図られました。

さらに、平成12年には、地球温暖化対策の推進に関する 法律第38条に基づき滋賀県知事から県内における地球温暖 化問題・脱炭素についての気づきと行動のための活動の拠 点・組織として「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」 の指定を受けました。

平成24年4月には、公益法人制度改革に対応し、公益財団法人の認定を受け公益財団法人に移行、平成25年4月からは、滋賀県下水道公社の解散に伴い、水質保全に関する事業を継承、同公社がこれまで培ってきた経験と技術を次世代に継承するための技術支援をはじめ、下水汚泥の有効利用による下水道リノベーションの推進、新技術情報発信や共同研究による水環境ビジネスの支援などの取組みからなる「淡海環境プラザ事業」を開始するとともに、事務所も現在の淡海環境プラザに移転しました。

このような変遷を経て、現在、公益財団法人淡海環境保全財団は「ヨシ群落の保全」「自然保護・環境保全」「地球温暖化防止活動」「水質保全」「環境情報の発信」の5つを活動の柱として、各種事業に取り組んでいます。



設立当時の造成事業後のヨシ群落



滋賀県地球温暖化防止活動推進 センター 設立記念シンポジウム (平成 12 年 11 月)



公益法人認定時 財団看板変更



淡海環境プラザ(草津市矢橋町)

財団の変遷(簡易年表)

西暦(年)	財団の沿革・あゆみ
1992(平4)	・ヨシ群落保全条例およびごみ散乱防止条例に係る事業実施体制の一元化を目指し、財団の設立準備
1993(平5)	・滋賀県と県内全50市町村の出捐による「財団法人淡海環境保全事業財団」の設立(5月)・ヨシ群落維持管理事業、ヨシ群落造成事業、水草刈取事業を開始・実施
1994(平6)	・派生物有用化事業として、刈取りヨシを原料とした「淡海ヨシ紙」の製作開始
1997(平9)	・挿し木による「ヨシの増苗方法」について、特許取得
1998(平10)	・財団法人滋賀県自然保護財団を統合するとともに、滋賀県自然保護協会の事業・財産を引継ぎ、財団名称を「財団法人淡海環境保全財団」に変更(4月)
1999(平11)	・財団広報誌「明日の淡海」発行開始(H11~:年2回、H18~:年1回、H30~:季刊)
2000(平12)	・滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定をうけ、センター活動事業を開始・実施
2004(平16)	・「かいつぶりの親子」と「ヨシ」を意匠化した財団のシンボルマークを新設、広報誌等での活用開始
2005(平17)	・温暖化防止活動推進センターの取組みとして、小中学校や公民館等を対象にした「出前講座」を開始
2008(平20)	・大使を選抜、琵琶湖の価値を国内外で発信する「ラムサールびわっこ大使事業」を開始・実施
2009(平21)	・(株)伊藤園から県への寄附を元に「ヨシ育成事業」および「ヨシボランティア奨励金」の開始・実施
2 0 1 0 (平22)	・家庭エコ診断推進事業として、「うちエコ診断員」がエコな暮らし方を助言する取組みを開始・実施
2 0 1 2 (平24)	・公益財団法人認定を受け、財団名称を「公益財団法人淡海環境保全財団」に変更(4月1日) ・滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定(H24.4~H28.3 [更新①])
2 0 1 3 (平25)	・下水道における水質管理の技術支援、普及啓発等を担う「淡海環境プラザ」事業の開始(4月) ・財団所在地について、県大津合同庁舎から、淡海環境プラザ(旧水環境科学館)内に移転(5月) ・JICAの草の根技術協力事業として「中国湖南省における都市汚水処理場運転管理技術と住民の 環境意識の向上のためのプロジェクト」事業において、技術者派遣などを開始・実施(H25~27)
2 0 1 4 (平26)	・滋賀県・滋賀経済界による「エコ・エコノミープロジェクト」を財団事業として発展的統合
2 0 1 6 (平28)	・滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定(H28.4~R2.3 [更新②]) ・JICAの草の根技術協力事業として「中国湖南省洞庭湖流域農村水環境改善プロジェクト」事業 において、技術者派遣や訪日研修などを開始・実施(H28~R元)
2 0 1 7 (平29)	・京セラTCLソーラー合同会社等からの協力金を元に「地球温暖化防止啓発事業」を開始・実施
2 0 1 9 (平31·令元)	・一般家庭における取組みを促進するため、桐原学区協働まちづくり協議会との協働により、全国初となる「省エネ・脱CO₂まちづくり推進実践モデル事業」を開始・実施
2020(令2)	・滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定(R 2 . 4 ~ R 6 . 3 [更新③])
2024(令6)	・財団設立30周年記念行事、コラボしが21にて開催(3月) ・滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定(R6.4~R10.3 [更新④])

○事業紹介

○ヨシを「守る」「育てる」「活用する」

ヨシと人々との関りとその変遷

人々の生活の中に深くかかわる大切な環境であったヨシ原

日本は古くから「豊葦原中津国(とよあしはらのなかつくに)」などと形容されるほど、ヨシが豊かに広がる地域でした。世界有数の古代湖である琵琶湖や、西の湖をはじめとする内湖にも古来より

ヨシ原が広がり、それらは琵琶湖の周辺に暮す人々にとって原風景とも言える重要な自然環境でした。また、ヨシ原は魚類の産卵繁殖や水鳥などの生きものの生息の場としても重要であり、人々の生活に欠かせないヨシ製品の供給源でもありました。

このように琵琶湖や内湖に広がるヨシ原は、私たちの生活を支え、限りない恩恵をもたらしてきました。しかし、食糧増産のための湖辺域の改変や石油化学製品の普及など利便性を求める生活様式の変化により、人とヨシとの関わりが希薄化し、ヨシ群落が減少するとともに、ヨシを利用する機会も少なくなりました。



刈り取ったのヨシの「丸立て」 (冬の「西の湖|周辺)

琵琶湖周辺のヨシ群落面積の推移

琵琶湖周辺のヨシ群落面積は、昭和28年の 調査以降40年間で127.5haまで半減しました。そこで滋賀県ではヨシ群落の維持再生と 刈取られたヨシの利活用を目指し、平成4年にいわゆる「ヨシ条例」を制定しました。本 条例に基づき、令和2年度までにおよそ47ha を新たに造成するとともに、ヨシ群落の保全に対する県民の関心の高まりもあり、企業やボランティアなどの方々とともに刈取りや清掃等の取組みを進めてきました。

その結果、平成 25 年には、ヨシ群落とし



琵琶湖のヨシ群落面積の推移(ha) (滋賀県「ヨシ群落保全基本計画(R3.12)」)より編集

ての面積は、おおむね昭和28年と同程度にまで回復しました。

現在、琵琶湖周辺のヨシ群落は良好な状態で維持されている地域もありますが、まばらな状態で分布する地域や、ヨシ群落を構成するヤナギの大木化によってヨシの生育が阻害されている地域など、かつてのヨシ群落とは異なる姿を見せている場所もあります。

多様な主体との連携によるヨシの保全、育成、活用の取組

財団では、以上のようなヨシ群落を取り巻く情勢の変化を踏まえ、将来にわたってヨシ群落が有する多様な機能を果たしていけるよう、行政、企業、保全団体、自治組織、市民の皆さんなど多様な主体と連携しながら、ヨシの保全、育成、活用にかかる次のような取組みを実施しています。



○ヨシ群落維持育成事業

財団では、ヨシ群落を健全に維持・育成するため、平成5年の設立当初から琵琶湖およびその周辺の内湖等のヨシ群落において、ヨシの刈取り、ヨシ帯の清掃・火入れなどを行うとともに、平成22年度からはヨシの生長を妨げるヤナギの伐採にも取り組んでいます。



ヨシ刈り・火入れ後のヨシ原 高島市

○ヨシ群落維持管理実績

(単位: h a)

	H 5	H 6	H 7	Н8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
南湖	17.4	18.7	19.5	15.4	15.1	14.2	8.9	10.7	6.4	7.9	7.8	7.3	2.1	2.5	2.2	_
北湖	18.3	19.9	25.7	20.1	16.5	15.7	15.4	16.8	15.0	18.4	15.9	15.2	3.9	4.2	7.0	_
内湖等	4.3	3.0	5.2	5.7	5.8	5.7	4.1	4.8	4.6	3.6	6.1	6.5	2.5	2.5	0.3	_
計	40.0	41.6	50.4	41.2	37.4	35.6	28.4	32.3	26.0	29.9	29.8	29.0	8.5	9.2	9.5	_
	1101	1100	1100	110.4	1105	1100	1107	1100	1120	1120	n –	D 0	D 2	D 4	R 5	=1
	H21	HZZ	H23	H24	HZ5	HZ6	H27	H28	H29	H30	K兀	K Z	К3	R 4	(予定)	計

-		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R₩	R 2	R 3	R 4	R5	計
		1121	1122	1120	1121	1123	1120	1121	2	123			1 \ 2	1 0	1 \ 1	(予定)	μι
	南湖	2.1	2.4	1.3	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	163.7
	北湖	10.7	6.0	7.9	4.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.1	1.3	0.7	0.9	0.7	0.5	0.4	270.3
	内湖等	1.7	2.1	2.0	2.7	0.7	1.1	1.0	1.3	2.2	1.7	0.4	0.7	0.4	0.4	0.2	83.0
	計	14.5	10.5	11.2	8.7	2.8	3.1	3.0	3.2	3.3	3.2	1.1	1.6	1.1	0.9	0.6	517.3

○ヤナギ**伐採実績** (単位:本)

伐採賃	 	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5 (予定)	計
新浜~北山田	草津市	20	180	190	16	0	14	8	21	83	59	44	34	30	0	699
下笠・下物	草津市	28	0	256	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	289
下豊浦	近江八幡市	0	20	0	25	39	17	18	5	0	0	0	0	0	0	124
新海	彦根市	0	40	0	0	51	27	54	26	0	0	0	0	0	0	198
海老江~今西	長浜市	0	0	0	21	0	0	0	34	0	0	0	0	78	30	163
針江・四津川	高島市	82	142	143	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	482
その他		143	23	0	25	0	33	0	0	0	0	10	25	0	0	259
計		273	405	589	137	90	91	80	86	83	59	54	59	108	100	2,214

○ヨシ苗育成事業

ヨシには地域により遺伝的な違いがあり、地域ごとの 遺伝子を攪乱させないよう、植えつける場所にできる限 り近い場所で「親」とするヨシを刈り、それを「親木」 として財団の持つ特許製法「挿し木苗(平成9年3月: 「挿し木によるヨシの増苗方法」特許査定通知・特許取 得)」により、草津市下物町の「ヨシ苗育成センター」 において、ヨシ苗の育成を行っています。育成されたヨ シ苗は、ヨシ保全ボランティア団体や当財団が行うヨシ 保全イベントに供するため、生育、活着の良い丈夫なヨ シ苗(ポット苗およびマット苗)として、製造・販売を 行っています。

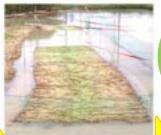


ポット苗製造の様子 ヨシ苗育成センター

ヨシ苗づくりの作業



挿し木苗を作るための 「親」ヨシを刈取り



圃場の水の上に並べ、 根と芽が出るまで管理



根と芽が出てきたら、 ポットに植え付け



ポット苗の植え付け 完了、圃場にて生育

ヨシ群落保全活動奨励金事業

(株)伊藤園から県への寄附を原資とした滋賀県からの委託事業として、 平成21年度より琵琶湖の環境保全の一翼を担うボランティア団体等が滋 賀県内で行うヨシ群落保全活動のうち、下記のような活動を支援する奨励 金を交付しています。

- (1)ヨシ刈取り活動および刈取りヨシの運搬による資源利用活動
- (2)ヨシの植栽活動
- (3)ヨシの生育の障害となっているヤナギの伐採活動
- (4)ヨシの保全にかかる普及啓発活動



西の湖ヨシ灯り展ポスター (ヨシ群落保全活動奨励金事業)

○ヨシ群落保全活動奨励金実績

- 1	单位,	1+·	TD,
2	R3	R4	R

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (予定)
	件数; 助成額	件款 助成額	件数: 助成額	件数 助成額	件数 助蚊髓	件数 助成額	件数 助成額		件数; 助成額	件数: 助成額	件数 助成額	件数 助成額	件款; 助成額	件数; 助成額	件數
(1)ヨシ刈取・利用	7 312	5 220	8 j 374	7 <u>1</u> 310	7 296	7.	6.j 255	6.j 272	6 260	4 181	4.j 181	5 ;	233	5 226	200
(2)ヨシ極軌活動	J	J	500	2.j 678	647	2.j 625	623	2.j 627	624	624	621	1 496	609	431	340
(3)ヤナギ伐採酒動)	j	!	400	300	1 46		I	J]	!		j]	
(4)当シ保全常及符発			j				1	1.j 150	150	300	300	150	150	300	2.j 400
計	312	5 220	9 874	11.j 1,388	1.243	10 959	9.j 978	9 1.049	9 1,034	1,105	8.j 1,102	7 878	992	9. 957	940

○ ヨシふれあい事業

財団では、県民の皆さんにヨシ群落の重要性と 保全の意義を認識していただくため、財団主催の 淡海ヨシボランティアによる植栽イベントを開催 しています。また、企業や団体主催のボランティ アによるヨシ刈りやヨシの植栽活動において、財 団職員がご参加いただいた方へヨシ刈り等の指 導・助言を行っています。



財団主催のヨシ植栽行事 参加者へヨシ刈り指導 野洲市



東近江市

○ヨシ・自然環境学習推進事業

琵琶湖をめぐる自然の象徴でもある「ヨシ」をテーマに、生態系の仕組みや人と自然との共生などについて学ぶ「小学校ヨシ学習」を財団職員が小学校に出向いて行っています。ヨシ学習は、1. 座学のみ、2. ヨシ苗づくり・ヨシ植え、3. ヨシ刈り・すだれづくり、4. 座学・ヨシネックレス工作の4つのコースで実施しています。







児童が育てたヨシの植栽 大津市

○ヨシの製品化・販売による有効利用

財団では、ヨシを有効活用するとともに、琵琶湖の生態系におけるヨシ群落の重要性を広くPRするため、ヨシ紙、ヨシ腐葉土などを製作し、販売しています。また、ヨシの新たな活用方法として、ヨシ・自然環境学習推進事業に使用する「ヨシネックレスキット」を開発し、販売しています。



ヨシ紙 (定型ハガキ)



ヨシ腐葉土



ヨシネックレスキット

○ヨシ群落におけるヤナギ伐木の有効利用

滋賀県と財団では、琵琶湖周辺でヨシの生長を妨げるなど困りものとなっているヤナギを伐採し、「地域資源」として活かす取組みを進めており、その一環として、ヤナギの伐木の一部について、ストーブ用薪の原料、ヒラタケの原木などとして利用する県民の方に無料で配付しています。



ヤナギ伐木の一般配付 草津市

多様な主体による「人とヨシとの新たな関係」の構築

かつて琵琶湖周辺では、ヨシ生産業が盛んに行われ、 優良なヨシ群落が育成されてきましたが、近年はそれら の産業が衰退し、先行きが不透明な状況にあります。

一方、企業等のSDGsの取組みとして、ヨシ刈りなどの活動が活発化するとともに、ヨシを様々な用途に活用する新たな動きも生まれてきています。

このような中、自然環境の保全、独自の風土や文化の継承など、ヨシ群落が果たしてきた役割を再認識するとともに、人とヨシとの新たな関係を築くため、ヨシに関わる多様な主体が集い、議論や情報共有などを行う場を創出していきます。



ョシ刈りボランティア活動・滋賀銀行 近江八幡市

○水草の管理と利活用

琵琶湖は水草の宝庫 -生物の進化や生物多様性保全にとって重要な水草-

水草は水中にあるため、湖岸から見ただけではわかりにくいですが、遊覧船のデッキなどから見下 ろすと、実にたくさんの水草が生えていることがわかります。水草について県民の皆さんが抱かれる イメージは様々ですが、琵琶湖の生態系にとって、水草はなくてはならない貴重な存在です。

琵琶湖には多種多様な水生植物が生育していますが、このうち茎や葉がすべて水中にあるものを、 沈水植物として区分し、これらを一般的に「水草」または「藻」と呼びます。多様な水草は魚類や水 生昆虫の繁殖や棲み処、隠れ処であり、さまざまな生物の生存や生育の場となっています。

琵琶湖では、クロモやセンニンモなどの在来種をはじめ、外来種や近年みられなくなった種を含め ると54種の水草が確認されており(Hamabata et al., 2020)、中でもサンネンモとネジレモは琵琶 湖だけにしか生育していない貴重な固有種です。このように多くの固有種が存在する琵琶湖は生物多 様性の宝庫であり、水草は琵琶湖において生物の進化を知る意味でも重要な存在です。

Hamabata et al., 2020. In: Kawanabe H. et al. (eds), Lake Biwa: interactions between nature and people 2nd edition, pp. 35-43. Springer.

~琵琶湖に生育する主な**水草**~



クロモ 属の在来種。茎に車 の輪のように5~7 枚の葉がつき、葉の ふちのギザギザが目 立つ。



ササバモ トチカガミ科クロモ ヒルムシロ科ヒルム シロ属の在来種。葉 には長い葉柄があ る。冬になると殖芽 で越冬する。



センニンモ ヒルムシロ科ヒルム シロ属の在来種。琵 琶湖で最も出現頻度 が高い水草。茎が葉 を抱き、葉の先端は



サンネンモ ヒルムシロ科ヒルム シロ属で琵琶湖固有 種。葉は互生し波打 ち、先がとがる。



ネジレモ トチカガミ科セキシ ョウモ属で琵琶湖固 有種。葉は細長くね じれている。琵琶湖 の浅いところに分布



オオカナダモ トチカガミ科オオカ ナダモ属で南米原産 の外来種。基本的に 4枚の葉をつけてお り、ちぎれた茎の一 部から芽を出して増 える。

写真提供:滋賀県琵琶湖環境科学研究センター

※サンネンモは「琵琶湖沈水植物図説 第4版(独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所)」より

かつて水草は重要な資源 - 水草と人との深いかかわり-

かつて、水草と人の営みには深いかかわりがあり、琵琶 湖周辺で暮らす人々にとっても大切な役割がありました。 田畑の営農では、船を出して藻刈りや引き揚げを行った 後、畑にすき込んで土壌改良に利用したり、放置・発酵さ せて畑の肥料にするなど水草は貴重な資源であり、江戸時 代には水草の採取をめぐって村同士の争いが起こったほど でした。

水草の採取は魚が産卵する時期は禁止され、生きものへ の配慮や持続可能な利用のためのルールも定められていま した。また、解禁日には夜明け前から競うように刈取りに 向かう船が見られたとのことです。



「藻刈図」(安井金毘羅宮の絵馬)

このように利用価値が高く、大切に扱われてきた水草ですが、時の経過とともにこうした生業も行 われなくなり、水草と人との関わりも徐々に変化し、現在では水草に対する見方も変わってきました。

異常繁茂した水草が引き起こす問題と適正な管理へ

水草と人との関係に決定的な転機をもたらしたのが、 平成6年の琵琶湖の大渇水です。その後、水深の浅い琵琶 湖南湖で水草が異常に繁茂し、平成26年には南湖全域がほ ぼ水草に覆われてしまいました。増えすぎた水草は漁船な どの船舶のスクリューに絡み、エンジンが停止するなど航 行に障害を及ぼします。また、切れて流れ出した水草が湖 岸に漂着し腐敗することで、強烈な悪臭や景観の悪化を引 き起こします。さらに、湖流が停滞し、水質が悪化すると ともに湖底の溶存酸素量の低下により湖底にすむ生きもの への影響が心配されます。こうした状況を少しでも改善 し、琵琶湖における望ましい水草繁茂のあり方として『水



大量に陸揚げされた水草

産資源が豊かで、航行に支障がなく、生活環境にも悪影響がない』という状態に近づけるため、平成 5年の財団設立当初より、滋賀県とともに各種の取組みを進めています。

具体的には、水草の刈取りや根こそぎ除去の計画を作成し、刈取・除去業者への指導管理を行うとともに、刈取り・除去を行って港で揚陸された水草については、有効利用地へ運搬して堆肥化を行うなど、水草の適切な維持管理および有効利用の取組みを推進しています。

なお、過去には、いずれも滋賀県からの委託事業として、平成6年の琵琶湖大渇水時における「緊急渇水対策としての水草刈取り(赤野井湾等で195ha)」や、西の湖における水草の刈取りおよび根こそぎ除去($H5\sim8$ 、 $H12\sim19$)も実施しています。

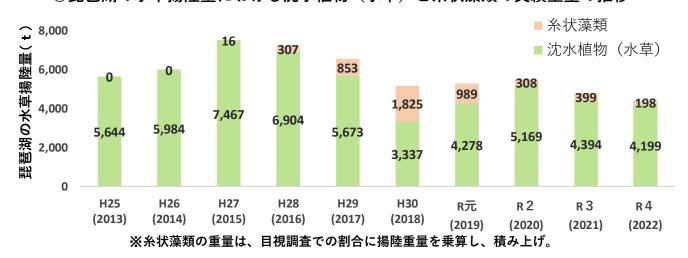
○水草刈取管理事業 水草刈取り・根こそぎ除去実績

(単位: t

	ät	3,443	5,157	5,797	5,862	5,644	5,984	7,484	7,211	6,526	5,162	5,267	5,477	4,793	4,397	4,455	132,59
Ē	西の湖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	109
	北湖	2	-	95	-	22	- 2	- 2	2	- 2	- 2	7 -	2	22	- 2	- 25	2
	南湖	1,009	3,132	3,719	3.972	4,130	4,742	5.163	4,589	4.054	2,971	3.152	3,521	2,695	2,685	2,700	54.814
根こそ	ぎ除去 計	1,009	3,132	3,719	3,972	4,130	4,742	5,163	4,589	4,054	2,971	3,152	3,521	2,695	2,685	2,700	54,922
Ē	西の湖	-	-	ंड	7	-	-	ंड	170	-	-	:5	7	-	- 3		2,057
	北湖	515	455	444	2.050	1,010	1,242	2,020			2,171	2,113	1.900	2.050	****	****	
	南湖	1.919	1,569	1,635	1 200	1.515	1 242	2 320	2 622	2.472	2.191	2115	1 055	2.009	1 710	1.755	75.514
水草	刈取 計	2,434	2,024	2,079	1,890	1,515	1,242	2,320	2,622	2,472	2,191	2,115	1,955	2,098	1,712	1,755	77,671
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R 4	R 5 (子定)	計
or g	Z†	3,198	7,047	2,297	2,469	3,527	2,553	1,642	3,005	2,888	4,156	3,000	1,519	2,759	4,076	3,445	2,353
Ē	西の湖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	41	-
	北湖	- 2	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	3	-	-	22	- 2
	南湖	- 4		: = :	2		-	104	12	- 14	-	-		440	1.155	640	343
根こそ	ぎ除去 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	440	1,223	681	343
Ē	西の湖	313	325	109	215	-	-	-	159	104	241	259	153	179	-	-	-
	北湖	2,120	2,734	1,466	2,254	419	1,855	244	769	1,793	1,485	783	676	548	569	518	2,010
	南湖	765	3,988	722	2.254	3,108	698	1,398	2,077	991	2,430	1.958	690	1,492	2.284	2,246	2.010
水草	刈取 計	3,198	7,047	2,297	2,469	3,527	2,553	1,642	3,005	2,888	4,156	3,000	1,519	2,319	2,853	2,764	2,010
		Н5	H 6	Н7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20

※平成5・6年度の数値は立米実績からの重量推計値

○琵琶湖の水草揚陸量における沈水植物(水草)と糸状藻類の実績重量の推移



○ 水草との新しい関係をめざして - 新たな発想による有効利用 -

琵琶湖から引き揚げた水草は、水草有効利用地で切返しなどの作業を行いながら堆肥化しています。できあがった水草堆肥については、平成24年度から県内各地で県民や農家の皆さんに無料で配布するとともに、「水草堆肥モニター」として作柄や作物の生育状況等を報告いただいています。

令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大と有効利用地の堆肥畝の一部にアレチウリ等の侵略的外来植物が確認されたことにより、水草堆肥の配布を中止しました。しかし、令和4年度には侵略的外来植物が確認されない配布可能な水草堆肥が確保できたことから、3年ぶりに一般向けの配布を再開し、県内6か所の配布会場には多くの方々にお越しいただきました。



↑水草堆肥の配布のようす↓



○ 財団以外での水草に係る商品化の技術開発の進展と広がり

◆Benir du lac(湖の恵)このめぐみ

土壌菌によって熟成発酵させた高品質な有機肥料は、 室内の観葉植物用にちょうど良いと、都市部の方々を中 心に販売が伸びています。

◆琵琶湖彩びわこいろ

粉末にした水草で発色させた、ゆるやかな水を思わせる美しい色あいのガラス工芸品は、全国のデパートや ギャラリーの作品展で人気を博しています。

他にも、草木染や陶芸、革製品などのクリエイター



琵琶湖の水草から作られた 有機肥料

「Benir du lac(湖の恵)」



琵琶湖の水草で着色した ガラス作品「琵琶湖彩」 写真提供: glass imeca 神永朱美氏

の作品に使用されるなど、これまでになかった水草の利用技術や商品の開発が展開されています。

水草と人との間に新たな関係の構築を

かつては人々の暮らしや生業と密接な関係にあった水草は、時代の変化とともに厄介者として見られることもありましたが、その適正な管理と有効利用の取組みを推進し、水草と人との間に新たな関係を築いていくことが、豊かな琵琶湖を将来にわたって守り育てることにつながると考えます。

自然保護・環境保全事業を通じた持続可能な社会に向けた人づくり

財団では、その設立当初から環境保全の事業に取り組み、また、平成10年の自然保護に係る2団体の統合・引継後は自然保護の事業にも取り組んできました。現在、財団では琵琶湖をはじめとする自然環境の保全や地域資源の活用についての啓発および人材育成を行う「自然保護啓発事業」、「ラムサールびわっこ大使事業」などに取り組むとともに、持続可能な社会の実現を目指す「SDGs推進支援事業」にも取り組むなど、新たな視点も取り入れながら持続可能な社会に向けた人づくりに取り組んでいます。

∘ SDGs推進支援事業

SDGsをはじめとする環境保全への機運の高まりを受け、令和3年度から企業・団体等に対する講演や連携事業に積極的に取り組んでいます。

・企業との連携

京都新聞社が開催する「TOYOTA SOCIAL FES!! 2022」を令和4年度に共催し、ヨシに関する座学、実際のヨシ原を訪れての観察会およびヨシスワッグ作りのワークショップを実施しました。また、琵琶湖ホテルの宿泊者を対象としたワークショップにおいて、「ヨシネックレスキット」と「ヨシスワッグキット」を販売しました。



TOYOTA SOCIAL FES!! ワークショップ

・団体との連携

令和4年度に財団のサポートにより(公社)びわ湖大津観光協会が企画開発し、試行的に実施された「環境教育旅行」のプログラムでは、日本大学付属中学校が財団のヨシ苗育成センターを訪れ、ヨシを題材とした環境体験学習を行いました



日大付属中学校 見学の様子

○自然保護啓発事業

平成10年に財団に統合された「滋賀県自然保護財団」の業務として実施されていた啓発事業で、 愛鳥週間(5月10日~16日)をテーマに、県内の小学生から高校生を対象として滋賀県が啓発ポス ターを募集し、入賞作品は表彰・展示されるとともに、上位6作品は全国コンクールに送られます。 財団では、自然保護や生態系保全の意識の醸成を図るため、この取組みを後援するとともに、ポス ターコンクールの審査協力および入賞3作品に理事長賞を授与しています。







令和5年度財団理事長賞提供 3作品

。 ラムサールびわっこ大使事業

「ラムサールびわっこ大使」は今年度で16年目の活動!

ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の貴重な自然や文化を未来に引き継ぐためのリーダーを育て、学んだことや感じたことを広く発信することを目的に取り組む「ラムサールびわっこ大使」の活動は、今年度で16年目を迎えます。4名の講師の先生方の熱心かつ的確な導きもあり、年度毎に選考されるびわっこ大使たちは元気いっぱい、向上心いっぱいで活動に励んでいます。

「ラムサールびわっこ大使」の過去の活動

平成20年度に開始された「ラムサールびわっこ大使」は、当初は「COP10・滋賀県こども環境特派員事業」という名称で、県内の小中学校の児童生徒が琵琶湖等での事前学習を重ねた後、国外開催のラムサール条約締約国会議(COP)や世界湖沼会議などに「びわっこ大使」として派遣され、滋賀県・琵琶湖における取組みやその価値を発表・発信するなどの活動を行っていました。



令和4年度 びわっこ大使 近江八幡市沖島



日韓交流会(H20.10.29) 大韓民国慶尚南道昌原市

今年度の「ラムサールびわっこ大使」の活動

令和5年度のびわっこ大使は、県内各地から選ばれた6人の小学6年生と5人の5年生の計11名が、12月の県外派遣に向けて琵琶湖の様々な価値を学ぶため、事前学習として琵琶湖・森・川・水田が循環して育む農林水産業と食文化が育まれている現場を訪れました。

「びわっこ大使」 任命状授与! (第1回学習会)

7月9日、滋賀県庁で滋賀短期大学の中平教授から、子どもたち一人ひとりにラムサールびわっこ大使の「任命状」が授与されました。引き続き行われた第1回学習会では、琵琶湖やラムサール条約について学びました。特に、この条約が大事にしているのが、①保全・再生、②ワイズユース(賢明な利用)、③交流学習の三本柱であり、湿地にかかわる人たちの交流、学習、普及啓発が大きな役割を果たすことを教わりました。



令和5年度大使任命式

県内の様々なフィールドでの学び(第2回〜第4回学習会)

8月6日の第2回学習会では、湖に浮かぶ有人島としては世界でも珍しい「沖島」を訪ね、沖島漁業協同組合の皆さんにご



菅山寺周辺の森林散策

協力いただき、琵琶湖の漁業や湖魚料理について学びました。また、近江八幡市内で滋賀県の伝統料理「鮒ずし」の漬け込みも体験しました。



ふなずし漬け体験

9月18日の第3回学習会では、「水源の森と琵琶湖のつながりを学ぶ」をテーマに、神戸市の活動団体である「玉ーアクアリ

ウム」の皆さんと合同で森林のプログラムを体験しました。長浜市余呉 町の菅山寺の森で森林インストラクターから湖と森林の関係を学び、ま た、森林保全のために駆除されるニホンジカを有効活用したジビエカレ ーを昼食として頂くとともに、滋賀県猟友会から獣害が森林に及ぼす影 響やその対策についてお話を伺いました。

11月5日の第4回学習会では、「琵琶湖の宝石ビワマスと伝統の食文化を学ぶ」をテーマに、高島市安曇川町にて、ビワマスの採卵体験やビワマス漁業のお話を伺うとともに、ビワマスを使ったアメノイオご飯などの調理実習を通じて、湖国の伝統的な食文化を学びました。



アメノイオご飯とビワマス のあら汁、幸福豆

現役びわっこ大使と大使OB・OGとの交流会(世代間交流会)

11月26日の世代間交流会では、世界農業遺産に登録された「琵琶湖と共生してきた農林水産業」の農産物の一つとして「からすま蓮根」を取り上げ、からすま蓮根圃場(草津市下物町)と県立琵琶湖博物館において「琵琶湖とその食文化」をテーマに、びわっこ大使の先輩との交流会を開催しました。〇B・0Gとの共同作業や学習を通じて、びわっこ大使の役割を再認識するとともに、琵琶湖やその環境保全について、現状や課題を共に考え、将来に向けて取り組む関係づくりを行いました



世代間交流会

他県の地元ラムサールクラブとの交流や活動報告会(県外派遣)

令和5年12月16日~18日の県外派遣では、琵琶湖と同じ ラムサール条約登録湿地である佐賀県の「東よか干潟」を訪れま した。東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」を拠点に、干潟 が育む自然の恵みや人の生活とのかかわり、地域固有の食文化に ついて学ぶとともに、それらを保全・継承するための漁業の営み 等に触れ、琵琶湖との共通点や、干潟の特徴などを発見しまし た。また、地元ラムサールクラブとの交流や活動報告会では、事 前学習で得た「滋賀県の魅力」を県外へ伝え・発信するという、 びわっこ大使としての大きな役割を果たしました。



県外派遣 佐賀県東よか干潟

自然保護・環境保全事業の取組みを通じ、県民の主体的な行動・リーダー育成

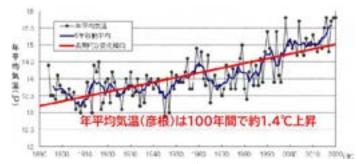
今後も財団の取組みを通じて、持続可能な社会の実現に向け、県民一人ひとりの自然保護・環境保全に関する主体的な行動につなげていくことが重要です。

特にラムサールびわっこ大使事業は、事前学習を通してびわっこ大使が自ら体験し調べた琵琶湖の様々な価値を、県の代表として対外的な交流の場で発表するなどの体験を通して、環境保全の核となる次世代リーダーを育成することを目的としています。びわっこ大使には、一緒に活動した大使同士、この活動で知り合った大使のOB・OGならびに県内外の環境保全に取り組まれている方々とより良い関係性を保ち、それらを発展させるとともに、環境保全の取組みに「自分ごと」としてかかわり続けるなど、『環境保全の核となる次世代のリーダー』として活躍されることが期待されます。

○ CO₂ネットゼロ社会の構築へ滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの取組み

大気中の温室効果ガスの濃度上昇と気候変動

18世紀に始まった産業革命期以降、化石燃料を大量に消費することで、私たち人類は経済成長を続けてきましたが、大気中の温室効果ガスの濃度はかつてないほどに上昇、地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、自然環境への影響だけでなく、自然災害や健康被害、生態系への影響など様々な課題を引き起こしており、県内(彦根)の年平均気温は、100年あたり約1.4°Cの割合で上昇(統計期間:1894~2019



彦根における年平均気温の経年変化 (彦根地方気象台提供データをもとに滋賀県作成)

年)し、県内でも琵琶湖北湖において全層循環が起こらない年の発生、台風による被害や熱中症救急 搬送者数の増加など琵琶湖や県民の生活にも、気候変動の影響と思われる事象が起こっています。

滋賀県域における二酸化炭素排出量

滋賀県域における 2020 年度の二酸化 炭素排出量は 10,112 千 t であり、2013 年度比 25.2%減(3,402 千 t 減)となっ ており、二酸化炭素排出量のうちエネル ギー由来二酸化炭素の占める割合は 97.3%、2013 年度比 で25.7%減となっ ています。なお、部門別の割合は、産業 部門の 46.9%(4,741 千 t)をはじめと



滋賀県域の部門別二酸化炭素排出量の推移 (滋賀県ホームページより)

して、運輸部門 20.4%(2,060千 t)、家庭部門 15.9%(1,609 千 t)、業務部門 14.1%(1,426 千 t)の順となっており、内陸工業県である滋賀県では、総排出量の約半分を産業部門からの排出が占めています。

滋賀県CO2ネットゼロ社会づくり推進条例および推進計画の制定

脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの導入 促進とともに、世帯数の増加、業務床面積の増加等により排 出量・エネルギー使用量とも高止まり傾向となっている「家 庭部門」や「業務部門」を中心としたより一層の温室効果ガ スの排出削減が必要となります。また、気候変動によって、 今後起こりうる自然環境や経済・社会活動へのリスクに対応 するため、県民や事業者による「適応策」の取組を充実させ ていく必要があります。

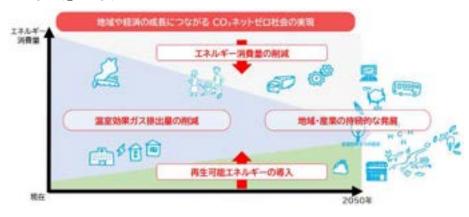
このことから、令和4年3月、滋賀県は新たに制定の『滋賀県 CO_2 ネットゼロ社会づくり推進条例』において、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにすること、すなわち「 CO_2 ネットゼロ社会」の実現を目指すことが初めて明記されました。そして、その実現のための取り組みを通じて、県民生活の豊かさや、地域や経済の持続的な発展につなげるため、同年3月「滋賀県 CO_2 ネットゼロ社会づくり推進計画」が策定されました。



滋賀県 CO₂ネットゼロ 社会づくり推進計画 表紙

滋賀県が目指す「CO₂ネットゼロ社会」の姿

滋賀県が目指す「CO2ネットゼロ社会」とは、『地球温暖化問題が解決するだけでなく、健全で質の高い環境を確保しながら、県民生活の向上および経済の健全な発展することができる社会』であり、県の推進計画では、「基本方針」とす。まず、『温室効果ガス排出量



「滋賀県 CO2ネットゼロ社会づくり推進計画」基本方針より

の削減』のために「エネルギー消費量を削減」を第一に、窓断熱などの住宅改修や省エネ性能の高い機器の選択し、石炭、石油といった化石燃料に代え、太陽光や風力など「再生可能エネルギーの導入」で、CO₂の排出量を削減。森林吸収源も加え、2050年にCO₂ネットゼロ社会を達成するという姿です。

その際、単に「温室効果ガス排出量の削減」のみを目指すのではなく、

- ①「持続可能」―環境・経済・社会のバランスのとれた持続可能な滋賀の実現―
- ②「グリーン・リカバリー」-省エネ・再エネなど関連産業の振興によるグリーンな経済成長の実現-
- ③「地域循環」一地域のあらゆる資源が地域内で利活用される地域循環社会の実現ーの3つを重視し、地域や産業が持続的に発展し続けている社会を目指しています。

県内の脱炭素・地球温暖化問題についての気づきと行動のための拠点として活動

当財団は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第38条に基づき、平成12年に滋賀県知事より、『滋賀県地球温暖化防止活動推進センター』(以下「県センター」という。)としての指定を受け、県内における地球温暖化問題・脱炭素についての気づきと行動のための活動の拠点となっています。

滋賀県が目指す「CO₂ネットゼロ社会」の実現に向け、 具体的には相談や助言、講座の開催などの普及啓発広報 活動に加え、各家庭に省エネを提案するうちエコ診断、 再生可能エネルギーの普及拡大と徹底した節電の推進の ための「スマート・ライフスタイル普及促進事業」など の補助金の審査支出事務等を行うとともに、温対法第2 3条に基づいて知事より委嘱を受けた地球温暖化防止活 動推進員が地域で実施する出前講座等の活動を支援して います。

このような財団の取組みや推進員の皆さんの活動を通じて、滋賀県が目指す2030年までに50%削減 (2013年比)、家庭部門で67%削減する目標、さらには「 CO_2 ネットゼロ社会」の実現に向け、滋賀県内での取組みを推進しています。



滋賀県県地球温暖化防止活動推進センター 設立記念シンポジウム(H12.11)



地球温暖化防止活動推進員 委嘱式(R4.4)

○ 滋賀県地球温暖化防止活動推進員への支援実施

ボランティアの活力を生かした温暖化防止の普及啓発

県センターでは、滋賀県知事より委嘱を受け、ボランティアとして活動を行う「滋賀県地球温暖化防止活動推進員」を支援し、協働して温暖化防止を進めるため、『推進員とともに』を目標として、その普及啓発に取り組んできました。

平成16年度からは、推進員の皆さんに研修を行うだけでなく、県内の地域ごとにグループを立ち上げる中、市町の職員にも参画いただき、市町の取組を聴き、意見交換を行うことで、地域に根差した活動を活発に行ってきました。

さらに、平成26年度からは、推進員の有志の方々による 「教材開発チーム」が立ち上がり、推進員の手による教材の制



地球温暖化防止ための 環境学習教材集

作も行われてきました。また、本県センター独自の『低炭素社会づくり学習支援システム(現在のしがCO₂ネットゼロ社会づくり学習支援システム)』を構築、PDCAサイクルを回しながら、より優れた出前講座を実施することが可能となりました。また、このシステムにより講座の講師や教材を開発できる人材の育成にも繋がり、全国でも類を見ない滋賀県における活発な推進員活動を後押しすることにもなりました。

現在では、教材集や講座のマニュアル作成なども行う中、学校教員や他府県のセンターからもその 活用の希望が寄せられるなど、大きな広がりが生まれています。

○ 滋賀県地球温暖化防止活動推進センター活動事業

地球温暖化防止・脱炭素社会の実現に向けた、幅広い層への普及啓発

温対法に基づき、滋賀県知事が指定した滋賀県地球温暖化防止活動推進センターとして、県地球温暖化防止活動推進員と協力し、普及啓発活動に取り組んでおり、具体的には、身近なテ



イオンモール草津での 啓発イベント「エコクイズ」

ーマから地球温暖化やその影響を家族で考える機会を提供する『夏休み自由研究講座』の開催、イオンモール草津などでのイベント開催、推進センターのホームページやメー



夏休み自由研究講座・ 「びわ湖の魚を調べよう」

ルマガジンなどによる定期的かつタイムリーな情報発信などを通じて、地球温暖化防止・脱炭素社会の実現に向けた、幅広い層への 普及啓発活動を行っています。

省エネ・節電行動実践促進事業

市町や団体等と連携し、イベント活用会場等での「省エネ・節電提案会」を開催、環境省のPCソフトを用いた「うちエコ診断」を実施し、家庭における省エネ・節電行動への変容に繋げています。また、スキルアップ研修会等も実施し、うちエコ診断士のスキルアップやフォローにもつなげるとともに、受診後日のアンケート調査により、具体的CO₂削減量の見える化を行っています。



イオンモール うちエコ診断 草津市

○省エネ・節電行動実践促進事業実績

(単	(t)	:	件)

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5 (予定)	計
省エネ	・節電提案会	1	1	1	1	1	1	30	30	25	20	20	20	23	23	191
うり	ちエコ診断	13	170	152	121	100	158	150	162	107	110	104	112	120	106	1,685
	訪問診断	13	170	152	121	100	158	15	8	4	5	10	1	6	4	1,650
1.	ベント対面診断	13	170	132	121	100	130	135	154	103	105	66	106	113	101	1,030
	ZOOM診断				_			_		_		28	5	1	1	35
	計	13	170	152	121	100	158	180	192	132	130	124	132	143	129	1,876

CO₂ネットゼロ社会づくり学習支援事業

 CO_2 ネットゼロ社会づくりに関する環境学習として、「うみのこ」でのフローティングスクール事前学習としての小学校での講座や地域団体において「出前講座」の推進と、その推進のための人材を育成しています。また、「学校教育における CO_2 ネットゼロ教育」として、教育委員会と連携し、県内の全地域の教員が参加する研修会において、ワークショップなども取り入れて、 CO_2 ネットゼロ学習を推進できる教員の育成に努めています。また、紹介した教材を教員自らが活用し、成果があったという報告もいただいています。



石山小学校 出前講座 大津市

また、近畿のESDモデル授業として、比叡山高校と連携して実施した出前講座の成果を、ESD推進ネットワーク全国フォーラムにおいて、事例紹介として発信する等、ESDの中心的推進拠点となっています。

○CO₂ネットゼロ社会づくり学習支援事業 実績

(単位:講座・名)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5 (予定)	計
	出前講座数	2 4	3 8	3 7	4 9	5 1	5 3	105	9 7	1 2 3	103	1 2 2	1 3 3	1 2 2	121	1 3 0	6 2	1 3 6	167	200	1873
	学校	6	8	9	2	5 1	5 3	1 0 5	9 7	1 2 2	1 0 2	1 2 2	8 7	5 8	5 7	8 1	2 4	9 6	9 3	1 1 8	1873
	地域団体	18	3 0	2 8	4 7	5 1	ა ი	105	9 1	123	103	1 2 2	4 6	6 4	6 4	4 9	3 8	4 0	7 4	8 2	10/3
	受講者数	不明	1,412	1,757	1,100	2,744	3,075	4,186	3,035	3,244	2,595	3,506	3,917	3,543	3,329	3,886	1,567	4,287	4,613	5,848	57,644
ł	旦当推進員数	不明	不明	不明	116	142	148	156	131	215	189	235	374	230	255	352	115	270	339	314	3,581

。しがCO₂ネットゼロまちづくり事業

元気な「脱炭素地域づくり」に向けて

「まちづくり」の視点から CO_2 ネットゼロに取り組む住民活動、「しが CO_2 ネットゼロまちづくり」事業に県センターでは取り組んでいます。まちづくり協議会や自治会などさまざまな地域組織に、「しが CO_2 ネットゼロまちづくり」宣言をしていただき、その地域の特性や課題に応じた温暖化対策に住民主体で取り組んでいただくこの事業は、 CO_2 削減を図るだけでなく、地域が活性化し、持続可能なまちづくりを可能とする取り組みです。これまでに5つの地域で、「 CO_2 ネットゼロまちづくり」が宣言されました。

温暖化対策に取り組むことは、「地域」のまちづくりの特徴に合わせて地域を活性化させ、まちを元気にし、さらに、安全で安心な地域づくりを進めることであり、結果、地域住民の「生活の質」を向上させる、そのような取り組みをと考え、「しがCO2ネットゼロまちづくり」を推進しています。

「桐原学区協働まちづくり協議会」(近江八幡市)の先駆的取り組み

「桐原学区協働まちづくり協議会」では、2019年7月に全国初の「省エネ・脱CO2まちづくり宣言|宣言を行い、

- ① 未来の桐原の子供たちに、幸せにこの地で暮らせる環境を引き継ぎたい。
- ② 地域一丸となった取り組みを通じて育まれる「人のつながり」や「地域力」が、今を生きる私たちの「幸せ」や「安心感」を高め、桐原を豊かにしてくれる。

との強い思いで、「省エネ・脱CO₂」の宣言を行い、新たな一歩を踏み出す ことを決意されました。そして、「啓発」から「主体的実践」へと、ステッ プバイステップで今日まで取り組みを進めておられます。



「いま、桐原の未来を つくるとき」表紙

また、優れた取り組みを行った団体の功績をたたえる、令和3年度「しがCO₂ネットゼロみらい賞」を受賞されました。

子どもたちに地元愛と地球温暖化対策を引き継ぐ-「今浜自治会」(守山市)-

守山市の今浜自治会では、自治会単位という規模で、地域に密着したきめ細かな取組みで成果をあげています。特徴的な事業の一つ「子どもまち探検~気候変動適応マップ作成」では、温暖化に伴う異常気象による災害に備えるため、地域の小学生を中心に危険個所をまとめまています。「いつも歩いているこの道は、この前の豪雨の時、ここまで浸水したんや。」などの地域の古老の話を聞き取りながら、災害時に危険となりそうな場所を地図に落とし込み、自治会館に張り出して継続的に住民に周知しつづけています。



危険個所の確認

東近江市長に宣言を報告し市長から激励-「長峰自治会連合会」(東近江市)-

昨年10月に宣言をされた「長峰自治会連合会」では、 古着や制服のリユースや、ペットボトルのリサイクルといった資源循環に地域住民全員で長年、取り組んでこられま したが、この宣言を行ったことで、さらに若い主婦の皆さ んが中心となってCO2ネットゼロ推進委員会を立ち上げられました。

5区の自治会役員会で省エネ講座を実施や「長峰フリークル」イベントの開催など、全住民が一丸となって取り組んでいけるよう積極的活動が行われています。なお、令和5年度「しが CO_2 ネットゼロみらい賞」を受賞されました。



役員一同で市長へ報告

町と一緒に取り組む - 「竜王町エコライフ推進協議会」 (竜王町) -

竜王町では、自らエコライフを実践し、地域での普及を 進めるエコライフ推進協議会が広く住民を巻き込みなが ら、グリーンカーテンやフードドライブなど身近なところ から、さらには、企業や行政も巻き込んで、町民が楽しみ ながらエコに取り組む、「ネットゼロ宣言推進イベント」



滋賀竜王 CO₂ネットゼロ宣言推進 イベント 「エコフェスタ」」

も開催されました。それらの活動により、令和4年度「しがCO₂ネットゼロみらい賞」を受賞されました。未来を担う若い世代や、地域の事業者等との連携にも注力され、持続性や、活動の波及性が評価されました。

「自覚者は責任者である」の意思で脱炭素に取り組む-「日野地区運営協議会」(日野町)-

日野町の中心エリアの自治組織である「日野地区運営協議会」が令和4年11月に県内5例目となる宣言をされました。宣言文には、『滋賀の先達に「自覚者は責任者である」という言葉があります。問題に気づいた者が、まず問題解決に向けて自ら取り組む責任があるという意味です。」と地球温暖化の問題を自分のことと考え、自らが暮らしの中で、 CO_2 ネットゼロまちづくりに取り組む思いを綴られました。

現在は、納涼祭や運動会文化祭など地域に根差した行事の中で、地域住民への周知・啓発が行われています。



宣言式のようす

○県内中小事業者を対象とした「脱炭素経営」支援事業の実施

地域の中小企業等の脱炭素化に向けて

温対法の改正により、令和4年度から地域地球温暖化防止活動推進センターの役割に、事業者に対する温室効果ガス削減のための啓発・広報活動が追加されました。当センターでは、これに先立ち、令和3年度に環境省事業の一環として、事業者向け啓発実施に係る課題把握を目的に、地域の関係団体との調整会議、脱炭素経営セミナーの開催および脱炭素化に関する個別相談会等を実施しました。

令和4年度は、前年度に把握した課題等を踏まえて、事業者が参加しやすい地域ごとの開催とするとともに、自社のCO2排出量を把握するための簡易省エネ診断等の実施と解説等をあわせて行う実践的なセミナーを企画し、県内の商工会議所、商工会および一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク等と連携した「地域脱炭素経営実践セミナー」を合計3回開催しました。



県内における脱炭素経営先進事例の形成支援

令和5年度には、県内中小事業者の脱炭素経営に関する関心や優先度のさらなる向上を目的に、脱炭素経営に取り組む業界および県内事業者をモデルとして設定し、脱炭素経営に向けたプロセスの提示と具体的実施を伴走支援する「脱炭素経営実証モデル構築サポート事業」に取り組みました。



地域脱炭素経営実践セミナー (令和4年度)



地域脱炭素事業者向けセミナー (令和5年度)

○環びわこ学生ネットゼロムーブメント事業

~滋賀の大学生たちが取り組む、気候変動対策のための実践的行動~

若者の力で、若者の行動変容を巻き起こす!

琵琶湖の周囲を取り囲むように立地する多くの大学。そこに通う学生たちが、琵琶湖に思いをはせながら、滋賀県の目標である、2050年CO₂ネットゼロに向けたムーブメントを起こすため、「行動についてまなび、多様な人とつながり、県民へとひろがる」ことを目的として、令和3年度に取組みをスタートさせました。

環境省の調査では、20代が環境への意識が最も低いという結果が出ており、滋賀県も同様です。そうしたことから、大学生を中心に、滋賀の若者に地球温暖化問題を「自分ごと」と捉え、地球にやさしい、琵琶湖にやさしい行動を自然ととれるようになること、すなわち若者の行動変容を巻き起こすため、大学生が自ら考え、企画し、活動することで、若者の主体的で積極的な取り組みを誘発し、温暖化防止センターはそのサポートに努めるかたちで、この取組みを始めました。

まず、令和3年度は主に「まなぶ」、「つながる」をターゲットに、コロナ禍の中、オンラインも活用しながら、6回にわたるワーキングを開催しました。令和4年度は、令和3年度に参加した学生が考えた「マイボトル」の持参の普及をテーマとし、県内在住・在学の大学生、5校の25名が大学毎にそれぞれの特徴や個性を活かしながら主体的に取り組みました。令和5年度は、令和4年度の取り組みに加え、「サステナブルファッション」にも取り組むと共に、企業の方と「もし〇〇業界の社員だったら、2050年脱炭素社会の実現に向けて何をする!?」というワークショップを開催しました。

さらなる飛躍に向けて

先輩たちが取り組んだ活動が土台となって、次の 年の学生に引き継がれ、活動が深化してきました。 大学では、学生がマイボトル持参の普及に取り組ん



配付された マイボトル



周知活動のようす

でいることの認 知度が高まって おり、大学らし さや誇りに思っ てくれる学生も



CO2ネットゼロの 行動や活動につい て学び、考える。



学生同士が、大学、 学部を超えたネット ワークを形成。企業 や団体とつながる



学生が活動を企画し 周りの学生を巻き込 みながら活動し、滋 賀県民全体へ広げる

令和3年度の内容

「金融の力で脱炭素社会を支える」 協力企業:株式会社滋賀銀行 「技術の力で脱炭素に取り組む」

「投削のグ」で成成系に取り組む」
協力企業:パナソニック株式会社アプライアンス社

「再生可能エネルギーの推進で脱炭素に取り組む」 協力企業:京セラ株式会社

「研究者と交流し、地球温暖化を考える」 協力機関:滋賀県琵琶湖環境科学センター

「県内外で脱炭素化に取り組む若者と交流する」 連携事業:キャンパスSDGs大会(滋賀県立大学) 交流先:鳥取環境大学、千葉商科大学、千葉エコ・エネルギー㈱ 「自分たちの未来を考え、

明日から取り組む第一歩を発表する」協力企業:たねや ラコリーナ近江八幡

令和4年度の内容

まなぶ

なが

ま

な

ぶ

な

が

る

ペットボトルリサイクル工場見学

●立命館大学チーム 大学に設置されている網

大学に設置されている給水機の利用促進のため、マイボトル配布のキャンペーンや標語募集のアイデアコンペを開催

●滋賀県立大学チーム

大学に給水機の設置の要望書を提出し、実証実験として 2台の設置が決定した。ポスターやインスタグラムを活用 し、多くの学生へ周知。翌春から正式に5台設置された。

●成安造形大学チーム

得意なデザインを生かし滋賀日産自動車と連携、「ずっと使いたいと思うマイボトルのデザイン」のコンペ。シールでオリジナルマイボトルを作成するワークショップを学内で開催

令和5年度の内容

まなご

企業と連携した取り組み

トヨタモビリティパーツ(株)、旭化成建材(株)、日世(株)の協力を得て、大学生が、「もし〇〇業界の社員だったら、2050年脱炭素社会の実現に向けて何をする!?」をテーマにアイデアを考え発表を行った。

大学と連携した取り組み

- ●立命館大学・龍谷大学チーム(チーム名:RiRy) 給水機の認知度やマイボトルの利用率を調べる為のアンケート調査や、設置場所を知ってもらうため、ワードラリーを開催
- ●滋賀県立大学チーム(チーム名:SUSBo) マイボトルの取り組みでは、大学生が中心となったマイボト ル持参運動や給水機の認知度調査、設置場所を知ってもら うためのクイズイベントを開催

新規の活動であるサステナブルファッションでは、大学生から不要になった服を集め、学祭でフリーマーケットを開催

出てきました。今後は、この活動を市町や企業へひろげ、若者発の大きなムーブメントが滋賀で起こせるよう、取組を進めてまいります。

○地球温暖化防止啓発事業

「COOL CHOICE」普及啓発の取組み

現在の財団所在地でもある矢橋帰帆島において、メガソーラー発電事業を行われている京セラTCLソーラー合同会社からいただいた環境啓発活動支援協力金(寄付金)を活用し、環境省の推進する国民運動「COOL CHOICE(=温暖化防止につながる賢い選択)」の取組みとして、より幅広い県民層を対象とした、分かりやすく、楽しい、地球温暖化問題についての啓発を行っています。



矢橋帰帆島 メガソーラー発電所

「クールチョイス」ポスター募集、啓発カレンダーの作成

地球温暖化防止「クールチョイス」ポスター図案を県内小中高生から募集、応募作品から12点を選定し、滋賀県知事賞、京セラ賞、東京センチュリー賞、滋賀県地球温暖化防止活動推進センター長賞等として表彰するとともに、普及啓発を図るため、入賞12作品を使った「クールチョイスカレンダー」を作成、市町、学校、図書館、公民館等へ配布しています。



令和 5 年度 「クールチョイスカレンダー」

「クールチョイス」ポスター入賞者表彰式およびイベント開催

京セラTCLソーラー合同会社からの環境啓発活動支援協力金の開始に伴い、「クールチョイス」ポスター入賞12作品の表彰式にあわせ、広く県民を対象に、地球温暖化防止の必要性への理解を進めることを目的とし、地球温暖化防止において講演参加者、ひいては県民の一人ひとりが地球温暖化防止・脱炭素への実践行動・自らが出来る活動とは何かについて考える場について、下記テーマ・講演内容による講演会の開催により提供しました。



令和5年度「クールチョイス」 ポスター入賞者表彰

○地球温暖化防止啓発事業 講演会 実績

	開催日	講演テーマ等	講演会 講師等
平成29年度	平成29年8月19日	みんなで学ぶ 地球温暖化防止セミナー	蓬莱 大介さん(気象予報士)
平成30年度	平成30年12月22日	地球の未来を守ろう! クリスマストークショー	ココリコ 田中 直樹さん(お笑い芸人) 片平 敦さん(気象予報士)
令和元年度	令和元年12月7日	みんなで考えよう地球の未来	片平 敦さん(気象予報士)
令和2年度	令和2年12月5日	未来の暮らしを考えよう!	天達 武史さん(気象予報士)
令和3年度	令和3年12月4日	富士山から日本を変える 〜山から学んだ環境問題〜	野口 健さん(アルピニスト)
令和4年度	令和4年12月3日	ゴミから学ぶ 地球温暖化問題について	マシンガンズ 滝沢 秀一さん (お笑い芸人)
令和5年度	令和5年12月16日	地球温暖化問題と 私たちの暮らし	根本 美緒さん(キャスター・気象予報士)

○スマート・ライフスタイル普及促進事業

再生可能エネルギーの普及拡大と徹底した省エネ(節電)の推進のための補助金

家庭においてエネルギーを

「減らす」「創る」「賢く使う」 取組みを総合的に広め、再生可能 エネルギーの普及拡大と、徹底し た省エネ(節電)の推進を図るた め、個人用既存住宅における太陽 光発電システムの設置や自立分散 型エネルギーシステム等の省エ ネ・創エネ設備(高効率給湯器・ 蓄電池等)の設置者に対し、その

断熱改修

高効率空調設備

高機能換気設備

高効率照明機器



令和5年度補助金メニュー(滋賀県ホームページより)

導入に要する経費の一部を、県からの補助を元に助成しています。

また、令和 5 年度からは事業名を「スマート・ライフスタイル普及促進事業」と改称し、従前の補助メニューに加えて、より CO_2 削減効果の高い事業の実施に対する支援を強化しました。

(旧称「スマート・エコハウス普及促進事業」(H28~R4)、補助事業開始時「個人用住宅太陽光発電システム設置促進事業」(H25~H27))

○スマート・ライフスタイル普及促進事業 実績(機器別補助件数)

H25 H26 H27 H28 H29 H30 R元 R 2 R 3 R 4 計 (予定) 太陽光発電 4,602 エネファーム等 高効率給湯器 549 3,334 (エネファーム以外) 太陽熱利用 家庭用蓄電池 448 3.055 V 2 H 窓断熱設備

補助件数 964 916 867 582 1,151 901 992 1,128 1,393 1,748 1,485 12,127 補助金交付金額 (単位:千円) 66,389 53,591 38,106 35,221 41,860 45,080 44,560 47,520 56,520 65,650 141,310 515,827

※補助金申請額上限 H27~H30は15万円、R元~R4は10万円、

R5:基本対策事業は上限10万円、重点対策事業はメニュー毎に上限あり

。 次世代自動車普及促進事業

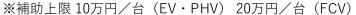
県民(個人)における次世代自動車(EV、PHV、FCV)の普及促進のための補助金

運輸部門におけるCO₂ネットゼロの取組みを促進するため、次世代自動車(EV、PHV、FCV)を導入された県民(個人)に対し、その導入に要する経費の一部を助成しています。(旧称「次世代自動車導入促進事業」(R4))

○次世代自動車普及促進事業 実績

(単位	⊹ •	<i>/</i> /	\Box
(#1	١/ •	1+	\Box

		R 4	R 5 (予定)	計
E	EV (電気自動車)	2 9	1 1	4 0
	P H V (プラグイン ハイブリッド自動車)	5	3	8
	FCV(燃料電池自動車)	_	-	-
	補助件数	3 4	1 4	4 8
	補助金交付金額	3,400,000	1,400,000	4,800,000





次世代自動車の普及について(滋賀県ホームページより)

県民総ぐるみのムーブメントでCO2ネットゼロ社会の実現を

滋賀県知事の「しが CO_2 ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言から、新たな条例・計画の策定を経て、「2050年しが CO_2 ネットゼロ」に向けて大きな一歩が踏み出されました。その計画の中で、 CO_2 ネットゼロ社会の実現するために取り組むべき内容が、8つの「挑戦」として下記のとおり示されています。

○CO₂ネットゼロ社会の実現に向けた8つの「挑戦 |

- ①CO2ネットゼロにつながる快適なライフスタイル への転換
- ②自然環境と調和するCO2を排出しない地域づくり
- ③新たな価値を生み出し競争力のある産業の創出
- ④資源の地域内循環による地域の活性化
- **⑤革新的なイノベーションの創出**
- ⑥CO₂ネットゼロ社会に向けたムーブメントの創出
- ⑦気候変動への適応
- ⑧県における率先実施

地球温暖化対策や脱炭素など CO_2 ネットゼロ社会の実現に向けた全ての取り組みのベースになるのが「ムーブメント」です。"8つの挑戦"の 6 番目にも「 CO_2 ネットゼロ社会に向けたムーブメントの創出」が掲げられています。家庭で、職場で、地域で、あらゆる場面で温暖化対策を「自分ごと」と思う人が増えることで、ネットゼロをめざす動きが高まり、社会を変えようという大きな機運=ムーブメントが沸き起こることが重要です。

 CO_2 ネットゼロ社会の実現への道のりは決して平坦ではありませんが、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターとしても、温暖化防止活動推進員の皆さんとともに、県民や事業者、行政などあらゆる主体と連携しながら、 CO_2 排出削減とあわせて地域と経済の持続的な発展をめざす、「しが CO_2 ネットゼロ社会」の構築にチャレンジしてまいります。

○琵琶湖を守る下水道とそれを支える淡海環境プラザ事業

琵琶湖の環境改善と下水道

「わたしたちの暮らしや時代を映す鏡」といわれる琵琶湖。世界有数の古代湖であり、近畿1450万人の命を育むマザーレイク~母なる湖・琵琶湖。

この琵琶湖を守ることを大きな目的の一つ として昭和47年に始まった琵琶湖流域下水 道事業は、令和4年3月に50周年の節目を 迎えました。

この半世紀、多くの人の様々な取り組みにより、琵琶湖の環境や水質は確実に改善し、 琵琶湖流域下水道は、その環境保全と水質の 改善に大きく貢献してきました。

	滋	賀県	の下水道事業を取り巻くトピックス
47 年 3月		3月	琵琶湖流域下水道事業着手
	41 +	6月	「琵琶湖総合開発特別措置法」公布
昭和	52 年	5月	琵琶湖で赤潮大発生
비디 사니	55 年	7月	「琵琶湖条例」施行
	57 年	4月	湖南中部浄化センターの運転を開始
	58 年	9月	琵琶湖南湖に初のアオコ発生
	5 年		淡海環境保全財団設立
	2 #	6月	琵琶湖がラムサール条約の登録湿地に決定
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	平成12 年 3月25 年 4月27 年 9月		「マザーレイク21計画」策定
十八人			矢橋帰帆島に淡海環境プラザ開設
			「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」制定
	31 年	4月	琵琶湖北湖で観測史上初の全層循環未完了
令和	4年	3月	琵琶湖流域下水道事業50周年

琵琶湖の水質悪化、富栄養化

下水道の歴史を振り返ると、洋の東西を問わず、 生活環境の改善や伝染病の予防が目的とされていま すが、滋賀の下水道の大きな特徴は、高度経済成長 期の琵琶湖の水質悪化への対応がその始まりであっ たことにあります。

県民はもちろん下流府県の多くの人々の水源となっている琵琶湖の水質悪化は、水道水の異臭やカビ臭につながり、昭和40年代に大きな問題となりました。さらに50年代に入り、窒素・リンなどが必要以上に増える「富栄養化」による大規模な淡水赤



淡水赤潮と構成する 植物プランクトン (滋賀県ホームページ)



湖面に広がるアオコ (滋賀県ホームページ)

潮の発生や琵琶湖南湖でのアオコの発生などがセンセーショナルなニュースとして伝えられました。

琵琶湖流域下水道事業の開始

そのような中、昭和47年にスタートした「琵琶湖流域下水道 事業」は、昭和57年に矢橋帰帆島に建設された湖南中部浄化センター(草津市)が、全国初の本格的な高度処理(窒素・リン除





(上)東北部浄化センター (下)高島浄化センター (4写真「滋賀県の下水道事業」)

去)能力を有する下水処理場 として運転を開始しました。

浄化センターは湖西(大津市)・東北部(彦根市)・高島(高島市)とあわせ県内4か所に設置されました。

下水道事業は、同じ昭和4



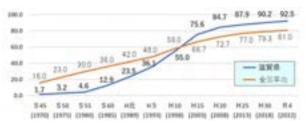


(上)湖南中部浄化センター (下)湖西浄化センター

7年に取組みが始まった「琵琶湖総合開発事業」に位置付けられて飛躍的にその整備が進み、令和4年度末の下水道普及率は全国6位となる92.5%となっています。また、高度処理実施率(令和3年度末)も89.1%と全国平均の59.9%を大きく上回っており、人口普及率では全国1位となっています。

「石けん運動 | 「条例の制定 | と琵琶湖の水質改善

ハード面での下水道整備と併せて、琵琶湖の富栄養化の原因とされたリンを含む合成洗剤の追放を目指した「石けん運動」は県民の間で大きなうねりとなりました。昭和54年、この運動は議会や行政を動かし、条例の制定(琵琶湖条例)にまで至



滋賀県と全国の下水道普及率の推移

りました。環境 保全のための 様々な県民活動 と下水道の整備 により、琵琶湖



琵琶湖条例の制定・施行 (写真で見る滋賀の 20 世紀より)

への流入河川の水質は大きく改善し、琵琶湖の富栄 養化の防止は実現されました。

「琵琶湖モデル」による経済発展と環境保全の両立

琵琶湖の環境保全において、石けん運動をはじめとする県民の努力、富栄養化防止条例の制定等による排出規制、下水道等環境インフラの整備などの公共事業、事業者による技術開発と排出削減等により、琵琶湖に流入する栄養塩が削減され、水環境が改善された取組に見られるような、多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組を、滋賀県では「琵琶湖モデル」と呼んでおり、このような閉鎖性水域での水質改善に大きな成果を上げた事例は、世界的にも珍しく、高い評価を得ています。

滋賀県下水道の技術支援や普及促進を進める淡海環境プラザ事業

湖南中部浄化センターのある「矢橋帰帆島」には、当財団が管理する「淡海環境プラザ」があり、水環境技術の普及促進支援の拠点となっています。

浄化センターの維持管理を担っていた滋賀県下水道公社の専門技術を引き継いでいる当財団では、これまで培ってきた経験と技術を次世代に継承するための技術支援をはじめ、下水汚泥の有効利用による下水道リノベーションの推進、新技術情報発信や共同研究による水環境ビジネスの支援などの取組みによる「淡海環境プラザ事業」を実施しています。

技術指導支援事業

当財団では、その技術力を活かして水環境技術分野における国際協力に貢献しています。JICA水環境改善プロジェクトにより、中国湖南省で汚水処理の効率化や住民の環境意識の向上に6年間にわたり取り組みました。この「琵琶湖モデル」を活用した国際貢献の取組みに対して、中国でも高い評価をいただきました。

さらに、世界遺産に登録された風光明媚な、ベトナムのハロン湾およびカットバ島での「琵琶湖モデル」の展開に対して、「第23回日本水大賞国際貢献賞」を滋賀県が受賞するという名誉に浴しました。また、当財団職員がJICAの長期派遣専門家「グリーン成長アドバイザー」として、ベトナム国クアンニン省政府においてこのエリアのグリーン成長プロジェクトの実現に向けて従事しました。



湖南省(中国)での支援



ハロン湾 (ベトナム)

公共下水処理管理技術支援事業

水質管理のため、4浄化センターにて指導・助言および技術的支援を実施

滋賀県内の各下水処理場(4浄化センター)にて、湖南中部浄化センターと東北部浄化センターは月2回、湖西浄化センターと高島浄化センターは週2回職員を派遣し、施設の適切な運転管理、水質管理のため、専門的な立場から指導、助言および技術的支援を行っています。

(湖南中部浄化センター)

・県水質担当職員に対する、運転管理、水質管理、特殊分析 業務に対する指導および支援の実施。

(湖西浄化センター、東北部浄化センター、高島浄化センター)

- ・包括的維持管理業務の遂行状況の監視、評価に対する技術支援の実施。
- ・包括的維持管理業務業者に対する、業務改善の指導および 支援の実施。
- ・包括的維持管理業務業者間の協議に対する支援の実施。



湖南中部浄化センター現場支援



高島浄化センター現場支援

○ 普及啓発事業

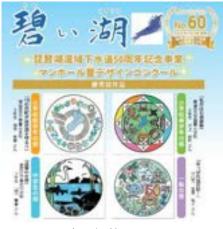
下水道の大切さについて普及啓発を実施

行政、研究機関、海外および一般の方々の浄化センターの見 学や普及啓発イベントの開催を通じて、下水道のしくみ、処理状 況等の説明などを行い、琵琶湖の環境(水質保全)を支えている



小学校の淡海環境プラザ見学・学習

下水道の大切さについて、普及啓発を実施しています。また、下水道に関する知識および情報等を掲載した広報誌「碧い湖」を年に2回発行し、公民館、図書館、金融機関等広く県内に配布しています。



碧い湖 第60号 特集 琵琶湖流域下水道50周年

○下水道広報誌「碧い湖」 発行実績

	号数	特集テーマ(上期)	号数	特集テーマ(下期)	発行部数
平成25年度	第43号	下水道 あ・ら・かると	第44号	みんなで守る下水道	各13,000部
平成26年度	第45号	しがの下水道 Q&A	第46号	しがの下水道 Q&A	各13,000部
平成27年度	第47号	浄化センターの微生物	第48号	湖西・下水汚泥燃料化	各13,000部
平成28年度	第49号	下水処理のしくみ	第50号	琵琶湖流域下水道 35年	各13,000部
平成29年度	第51号	下水管のひみつ	第52号	下水道の使い方やルール	各13,000部
平成30年度	第53号	下水管のにおいを防ぐために	第54号	下水道の維持管理という仕事	各13,000部
令和元年度	第55号	水処理の変遷	第56号	汚泥処理のうつりかわり	各13,000部
令和2年度	第57号	下水が生み出すエネルギー	第58号	「マンホール」のあれこれ	各13,000部
令和3年度	第59号	災害と下水道	第60号	琵琶湖流域下水道50周年	各13,000部
令和4年度	第61号	浄化センターの環境調査	第62号	下水道に流入する不明水対策	各13,000部
令和5年度	第63号	デザインマンホール、マンホールカード	第64号	浄化センターへ出かけよう	11,800部、11,300部

マンホールカードの配布

マンホールカードとは、地域特有のマンホール蓋をモチーフに、下水道の広報を目的とする団体「下水道広報プラットホーム」と全国の自治体が共同で企画・監修する世界初のマンホール蓋のコレクションカードで、当財団では、平成28年8月1日から淡海環境プラザで「滋賀県流域下水道」のマンホールカードを希望者に配布しており、令和5年3月に累計配布枚数が10,000枚に到達しました。

また淡海環境プラザは、令和5年4月28日より、カンボジア王国シェムリアップ市のマンホールカード(日本語版、クメール語版)の日本国内での配布場所となっています。



滋賀県流域下水道 マンホールカード



カンボジア王国 シェムリアップ市 マンホールカード (日本語版)

○滋賀県流域下水道マンホールカード 配布実績

	発行枚数	発行累積	備考
平成28年度	1,011 枚	1,011 枚	H28.8.1 配布開始
平成29年度	1,520 枚	2,531 枚	
平成30年度	1,330 枚	3,861 枚	
令和元年度	1,774 枚	5,635 枚	R元.10.21 累計5,000枚配布
令和2年度	1,036 枚	6,671 枚	
令和3年度	1,850 枚	8,521 枚	
令和4年度	1,535 枚	10,056 枚	R5.3.24 累計10,000枚配布
令和5年度※	4,099 枚	14,155 枚	R5.4.28 カンボジアMC配布開始 ※1月末までの枚数

◦技術講習、セミナー開催事業

公共下水道を管理する市町職員対象の技術講習会等を開催

公共下水道を管理する市町職員を対象に、下水道の知識習得と 技術の向上、日常の維持管理に必要な情報提供のため、「下水道 技術講習会」等を開催しています。また、下水道法改正による汚 泥再生利用の努力義務化を背景に、令和5年度からは県職員を対 象に「下水汚泥有効利用勉強会」を開催しています。



令和3年度第2回技術講習会 「下水道管渠の更生」

○技術講習、セミナー開催実績

	講習テーマ (1回目)	講習テーマ(2回目)	下水道先人会議/下水道サロン
			汚泥有効利用勉強会
平成25年度	下水道技術の長寿命化	下水道における水質規制	_
平成26年度	工事・維持管理作業の安全対策	下水道の危機管理	_
平成27年度	水質管理と臭気調査	マンホール蓋の計画的管理 他	_
平成28年度	ストックマネージメント	事業場排水対策	_
平成29年度	下水道における水質管理	下水道構造物の防食技術	下水道の先人と語る
平成30年度	下水道の広域化と共同化	下水道における雨水対策	_
令和元年度	下水道維持管理の基礎	_	滋賀県の下水道が抱える課題 等
令和2年度	浸水被害と下水道 等	維持管理の最新技術	普及啓発
令和3年度	技術の継承と人材育成	下水道管渠の更生	維持管理作業のヒヤリハット
令和4年度	管渠包括民間委託の推進 等	工事や維持管理での労働安全	_
令和5年度	圧送管の維持管理・点検	下水道の危機管理	神戸市東灘処理場/高島コンポスト施設

。 新技術研究開発支援事業

下水道技術を研究・開発する企業の支援

企業が新技術開発の目的で実証実験等を行うためのフィールドを 提供するとともに、企業等が研究に必要とする試料等を提供し、そ の調整、指導、助言による支援を実施しています。



メタウォーター(株)への フィールド提供

○現在のフィールド提供状況 (R 6.1.1 現在)

申請者	実験場所	実験内容	期間
■ 積水化学工業(株)	湖南中部浄化センター	槽外型UF膜ろ過装置の	R3.4.1~
(個小化子工未 (M)	4系水処理上屋	連続運転実証実験	R6.3.31
メタウォーター(株)	湖西浄化センター	ディスク式特殊長毛ろ布	R5.4.1∼
関西営業所	2系水処理室内(初沈)	を用いたろ過施設の適正	R6.3.31
 オプテックス(株)	湖西浄化センター	 P H電極の製品効果確認	R5.6.6∼
	2系水処理室内(初沈)	- 11 电極ツ表明効木唯心	R6.3.31
兵神装備 (株)	湖西浄化センター	│ │脱水設備の遠隔監視システム	R5.11.1∼
	圧送ポンプ室内	加小政備の及附重党ノヘノム	R6.10.31

新技術普及促進支援事業

企業等の下水道技術技術・製品等の紹介・発信

淡海環境プラザでの企業等の技術・製品等の展示の支援を行い、



水環境技術データベース (日本語版/英語版)

来館者に対して展示内容の紹介等 の技術情報の発信を行っています。

また、「水環境技術データベース(日本語版/英語版)」として、 下水道をはじめとする幅広い水環 境分野の新技術情報の提供を行っ ています。



淡海環境プラザ 展示室 2 での技術展示

○現在の新技術等展示 出展者一覧(R 6.1.1 現在)

○展示室 2

	1			1	
1	水ingエンジニアリング(株)大阪支店	大阪市	15	(一社)滋賀県下水道管路維持協会	大津市
2	日本メンテナスエンジニアリング(株)	大阪市	16	日本ソフト開発(株)	米原市
3	住友重機械エンバイロメント(株)	東京都	17	オプテックス(株)	大津市
4	積水化学工業(株)	大阪市	18	(株)堀場アドバンスドテクノ	京都市
5	(株)クボタ	大阪市	19	(株)日吉	近江八幡市
6	高橋金属(株)	長浜市	20	クボタ浄化槽システム(株)	尼崎市
7	日新電機 (株)	京都市	21	メタウォーター(株)	大阪市
8	前澤工業(株)大阪支店	大阪市	22	三菱化工機(株)	大阪市
9	ダイヤアクアソリューションズ(株)	東京都	23	(株)近畿分析センター	大津市
10	関西オートメイション(株)	大阪市	24	(株)日水コン 大阪支所	大阪市
11	(株)神鋼環境ソリューション	大阪市	25	(株)NJS	東京都
12	滋賀バルブ協同組合	彦根市	26	阪神動力機械 (株)	大阪市
13	(株) 西原環境 関西支店	大阪市	27	日本ジッコウ(株)	神戸市
14	東芝インフラシステムズ(株)関西支社	大阪市	28	三和産業(株)	湖南市

。展示室3

29	公立大学法人 滋賀県立大学	彦根市	31	龍谷大学 龍谷エクステンションセンター(REC)	大津市
30	立命館大学 研究部 BKCリサーチオフィス	草津市			

○ 高島汚泥コンポスト利活用推進事業

滋賀県における下水汚泥のコンポスト(肥料化)の取組み

近年、肥料原料が高騰、下水汚泥の有効活用が注目されており、滋賀県では下水道を有効な資源として捉え、 汚泥中の窒素やりんを肥料として有効利用するため、現 在、高島浄化センターから発生する下水汚泥のコンポス ト化(肥料化)施設の整備が進められています。

令和6年6月には本格製造・販売(価格:2円/kg(浄化センター現地渡し、バラ))が始まる予定です。

下水汚泥とは

下水の汚れ(ちっ素やリン等)を食べてお腹いっぱいになり底に沈んだ微生物等のことです。



下水汚泥のコンポスト化については、滋賀県では新たな取組みであることから、財団では、その本格製造に先立って試験製造や栽培試験などを行っています。

下水汚泥のコンポストの各種試験の実施

下水汚泥コンポストの利活用を円滑に進めていくためには、利用者が安全性や肥効を確認して使用の判断ができるよう必要な試験を行い、関連データを整理するとともに、計画的な普及啓発により地域住民の理解を深め、コンポストを受け入れてもらえる環境の整備が必要となります。

財団では、水草堆肥の製造および普及啓発の実績があることから、令和2年度に滋賀県から委託を受け、高島浄化センターの下水汚泥を使って約5トンの汚泥コンポストの試験的な製造と利用先調査を実施しました。これ以降、この試験製造コンポストの成分分析、高島浄化センター内圃場(畑)でのコンポストを使った野菜の栽培試験(コマツナ、カボチャ、エダマメ、カブ、オクラ、ジャガイモ、ホウレンソウ、サツマイモ、シュンギク等)および土壌改良



試験製造コンポスト



試験栽培圃場(高島浄化センター内)

効果確認試験を実施した結果、下水汚泥コンポストの安全性と肥料として問題なく使えることが確認されました。また、下水汚泥コンポストと木炭やヨシの腐葉土などとの組み合わせによる地域バイオマス混合堆肥試験を実施し、「地域での資源循環」に向けた有用性についても確認されました。

下水汚泥のコンポストの地域での利用促進に向けPRを実施

下水汚泥のコンポストの地域での利用促進に向け、高島市内の 道の駅や観光施設等でのPRブース出展や試験製造コンポストサ ンプルの無料配布などの広報啓発を行うとともに、県内の公園施



モニター試用(びわ湖こどもの国花壇)

設や小学校等にてモニターとして試験製造コンポストを試用いただくなかで、「今までにないほど立派に花が咲いた」「日



PRブース出展(箱館山)

陰の花壇も日向の花壇と特に差がなく花が咲いている」といった声も届いています。

◦施設の維持管理事業

淡海環境プラザの維持管理を実施

淡海環境プラザへの来館者が、良好な環境で見学できるように、また、企業展示の維持管理のため、日常点検や定期点検を 実施し、施設の維持管理を行っています。

なお、淡海環境プラザは、平成5年に県立水環境科学館としてオープン以来30年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいるため、滋賀県の施工工事として、令和5年度から6年度にかけて、施設の劣化や老朽化を極力抑え、より長く使うための外壁や空調設備などの「長寿命化工事」とともに、「下水道を入り口とした環境学習推進事業」による展示のリニューアルが実施されています。

できる限り来館者の方々への影響が少なくなるとともに、円 滑な工事実施に加え、より良い展示となるよう、滋賀県・工事 施工者・展示企画者との連絡・調整等を実施しています。



外壁工事中の淡海環境プラザ



「下水道を入り口とした環境学習推進事業」 によるプラザ展示のリニューアル

これからの流域下水道

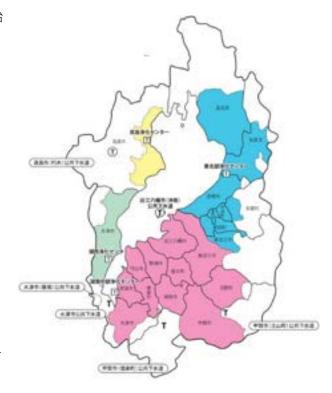
流域下水道事業の開始から50年が経過し、事業開始 当初にはなかった新たな課題への対応も必要となって きています。

世界的に脱炭素への取組みが加速する中、大量のエネルギーを消費する下水処理施設の省エネや脱炭素に向けた下水処理設備の更新を進める必要があります。

流域下水道施設からの温室効果ガス排出量は年間約 7万トンに達し、滋賀県全体のCO₂排出量の0.7%を 占めているからです。

たとえば、下水汚泥の処理において、これまでの焼却し埋め立て処分する方式から、炭化物として燃料化する方式に変更することで大きく温室効果ガスを削減する効果があります。さらに、コンポスト化による汚泥中の窒素・リンの有効利用や、汚泥消化によるエネルギー取り出しにも取り組んでいます。

また、下水道の普及などにより琵琶湖の富栄養化防止とともに、水質は改善しましたが、魚がとれなくなった、水草が異常繁茂するようになったなどの生態系や生きものの賑わいの回復などの新たな課題もでてきています。



滋賀県 琵琶湖流域下水道区域図 「滋賀県の下水道事業」より)

これらについては今のところ決め手となる対策がありませんが、県ではさまざまな取組みにより昭和30年代のきれいで豊かな琵琶湖を目指しています。当財団でも下水道事業の支援のほか、水草対策やヨシ原の保全育成、環境教育の推進に取り組み、県民の皆さんとともに豊かな琵琶湖の復活に貢献してまいります。

○環境情報の発信

広報誌等での活用開始広く環境意識の高揚を図るべく、SNSなどさまざまな手段や機会を活用するとともに、職員一人ひとりが担当事業の広報を意識しつつ、情報発信に注力しています。また、平成16年度に「かいつぶりの親子」と「ヨシ」を意匠化した財団シンボルマークを創設、広報等に活用しています。



財団シンボル マーク

メールマガジンでの案内や情報発信

財団のイベント案内や財団業務のタイムリーな PRのため、平成 21年度より、定期的にメールマガジン「淡海環境メールマガジン」の配信を行っています。また、平成 19年度から温暖化防止活動推進センターより月 1回の「センターだより」、ならびに他団体の情報を配信する「情報提供版」の送信を、令和 3年度からはインスタグラムによるプラザ事業の紹介等を行っています。



淡海環境メールマガジン

財団WEBサイト・ホームページでの情報発信

財団のイベント案内や開催状況等、さまざまなお知らせについて、平成9年度より財団WEBサイトでの発信を開始し、サイト



現在の財団WEBサイト

そのものの数度の更新ととも に、情報更新しつつ財団情報 の発信を行っています。

なお、令和 5 年 3 月 2 9 日 財団W E B サイトを、W E B



平成9年時 財団WEBサイト

サーバのセキュリティを高めるとともに、デザインを一新して、 リニューアルオープンしました。今後も積極的に情報発信を進め て参ります。

広報誌「明日の淡海」の発行

平成11年度より財団広報誌「明日の淡海」として、旬の環境問題や財団の事業等の環境情報を、一般県民の方々に親しみやすく手に取りやすいよう盛り込み発行・配布しています。

現在は年4回の発行、県内を中心に各 10,000 部配 布するとともに、創刊号から最新号までを財団WEB サイトに掲載しています。(平成 11 年度~17 年度: 年2回発行、平成 18 年度~29 年度:年1回発行、平 成 30 年度~29 年度:年 4 回発行)



明日の淡海表紙(左:創刊号、右:第43号)

7.1びわ湖の日 オフィシャルパートナー事業

びわ湖放送の「野洲のおっさん びわ湖一周行脚」のオフィシャルパートナーとして、平成30年度より参画。テレビCMやYouTubeでの放映により一般の方々に幅広く、ヨシ群落の保全、温暖化防止や水質の保全事業 ごみゼロの日にの普及啓発など当財団の取組みについて、PR・情報発信を行っています。



ごみゼロの日に開催された出発式への参加

○過去に実施していた主な事業の紹介

○ ヨシ群落造成事業 (平成5年度~平成29年度)

美しいヨシ群落を取り戻すための植栽などの取組み

琵琶湖のヨシ群落は、昭和28年頃には約260haありましたが、その後の開発等によって大幅に減少しました。

財団では、主に県からの委託事業として、その設立当初から財団が技術開発した「ヨシ挿し木苗」や「ヨシ挿し木マット苗」などを用いてヨシ群落の造成事業に携わるとともに、植栽地の近傍において消波柵や消波堤の設置を、また、平成16年



ヨシマット苗による植栽 (草津市北山田地先: 過去の財団パンフより)



木杭突堤工 (長浜市湖北町円勝寺地先)

て、植栽したヨシ苗を風波から守り、活着を促しました。

その結果、ヨシ群落の面積は、昭和 28 年と同程度まで回復したことから、平成 29 年度で造成事業は休止となりました。現在は「ヨシ群落維持育成事業」として、ヨシの刈取り・火入れ、ヨシの生長を妨げるヤナギの伐採などヨシ群落を健全に維持・育成するための取組みを行っています。

○ヨシ群落造成事業 実績

伐採箇所		H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
	ヨシ植栽(挿木苗)		2,200	3,200	500	321	913			34				
	ヨシ植栽(マット苗)			1,200	600	2,552	2,396	2,544	1,870	1,775	2,050			
	ヨシ植栽(実生苗)			3,500	1,400	3,217								
	ヨシ植栽(実生マット苗)													
	ヨシ植栽(株移植)	10,000	7,500			87								
	ヨシ植栽面積 計(㎡)	10,000	9,700	7,900	2,500	6,177	3,309	2,544	1,870	1,809	2,050	1		_
消	消波柵(堤)等設置 (m)		500	200	50	81	191	150	130	178	160	90		60
消	消波柵等補強等(m、基)			468	700									
木杭突堤設置(m)													85	120
適地検討調査等				1式										
∃	シ群落自然再生協議会開催										·		·	

度からは漂砂止工として

木杭突堤の設置を通じ

	伐採箇所	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
	ヨシ植栽(挿木苗)			167										7,335
	ヨシ植栽(マット苗)				300	150								15,437
	ヨシ植栽(実生苗)			167										8,284
	ヨシ植栽(実生マット苗)				150	150								300
	ヨシ植栽(株移植)													17,587
	ヨシ植栽面積 計(㎡)		ĺ	334	450	300	I	_		I	ı	ı	ı	48,943
詳	肖波柵(堤)等設置(m)	60	60						16					2,126
氵	肖波柵等補強等(m、基)				1基	3基								_
7	木杭突堤設置(m)		60	87	30				12	30	30	30	30	664
证	適地検討調査等						1式	1式					看板	_
Ξ	ョシ群落自然再生協議会開催						1式	1式						_

※平成26年度から28年度までの木杭突堤設置工は、「ヨシ群落維持育成事業」にて実施

○ 散在性ごみ対策事業 (平成6年度~18年度)

「ごみ散乱防止条例」の普及啓発と清掃の取組み

平成5年の財団創設時の「ヨシ群落の保全」と並ぶもう一つの柱として、財団では平成6年度より「ごみ散乱防止条例」の趣旨の浸透と県土の美観の保持のため、同年導入の美化啓発作業車『さわやか号』によるポイ捨て防止の啓発を「美化推進地域」を中心に行うとともに、作業者・美化作業員による機動的な清掃活動を自主事業として通年実施しました。また、企業やボランティアの方々の協力のもとに、県内各地の駅前や湖岸等で清掃活動を行いました。

さらに、平成8年度には、琵琶湖に流入したヨシ群落 前面の浮遊ごみを除去するため、滋賀県および海と渚環 境美化推進機構からの補助を受け、水面清掃船『よしぶ え号』を導入し、湖辺域の散在性ごみ対策の取組みを行 いました。

なお、この間の啓発活動により、「ゴミ清掃活動」などの取組みが、県内各地において様々な主体によって行われるようになり、条例の主旨が浸透したと考えられたことから、平成14年度以降は普及啓発事業を休止し、



清掃活動 と 美化啓発作業車『さわやか号』



湖面清掃と 水面清掃船『よしぶえ号』

財団職員による清掃活動などを実施するとともに、ごみゼロの日や琵琶湖の日の一斉清掃などに事業者として参加しています。

○水鳥給餌事業(平成6年度~14年度)および琵琶湖一斉水鳥観察会(平成11年度~26年度)

冬季3ヶ月、ハクチョウなどの水鳥に給餌の取組み

琵琶湖がラムサール条約登録湿地となり、平成5年に財団が設立した翌年度から自主事業として、草津市志那地先の琵琶湖岸において、飛来してきた水鳥に12月上旬から2月末までの約3か月間、給餌(毎日午前と午後に2回)の取組みを行いました。その結果、コハクチョウ、カモ類、カイツブリ、ユリカモメなどの野鳥が飛来し、テレビでも何度か紹介され、これらの水鳥を観察するために、県内外から多くの人々が岸辺の公園を訪れました。

琵琶湖一斉水鳥観察会を通じた自然保護の普及啓発

平成10年度に琵琶湖がラムサール条約の登録湿地に登録されて5年目を迎えるのを記念し、財団の自主事業として水鳥観察会等を実施しました。しかし、県民の登録湿地に対する認知度がまだ低いと考えられたことから、翌11年度は規模を拡大し、世界湿地の日である「2月2日」を中心に「世界湿地の日インびわ湖自然学習会」として、県



水鳥への給餌作業



琵琶湖一斉水鳥観察会

内 6 カ所で約 2 5 0 名の参加による水鳥観察会を開催し、琵琶湖の美しさとその保全の重要性について普及啓発を行いました。この取組みは、平成 14 年度より「琵琶湖一斉水鳥観察会」と改称され、平成 2 6 年度までの 1 6 年間、財団の主催事業として実施されました。

なお、財団事業としての自然保護に係る取組みは「愛鳥週間ポスターコンクール」の取組みとして、 また、琵琶湖のラムサール条約の湿地登録に係る取組みは「ラムサールびわっこ大使事業」として引 き継がれています。

○ 啓発学習用ビデオ製作事業(平成7年度~13年度)

琵琶湖や滋賀の優れた自然にスポットを当てた啓発用ビデオを製作・配付

財団では、自然保護思想の醸成と児童生徒の環境教育の一助とするため、平成7年度から財団の自主事業として、琵琶湖や滋賀の優れた自然にスポットを当てた啓発用ビデオを製作し、県下の小学校や市町の視聴覚ライブラリー等に配付しました。

また、平成 10 年度に制作した啓発用ビデオ「滋賀の里山」~四季の暮らしといきもの~は、平成11年度郷土学習教材コンクールにおいて文部大臣賞を受賞しました。

なお、財団による啓発ビデオ制作の取組みは、財団 H P・SNS等による啓発・広報の取組みに引継がれています。



啓発用ビデオの撮影風景

平成7年度製作 考えよう ゴミ! ゴミ対策啓発ビデオ

平成8年度製作「命はぐくむびわ湖」~水辺に生きる仲間たち~

平成9年度製作 甦れ!びわ湖のヨシ

平成 10 年度製作 「滋賀の里山」~四季の暮らしといきもの~

平成 11 年度製作 美しい湖国 滋賀の自然紹介

平成12年度製作 ヨシってな~に? ~ヨシのはたらき~

平成13年度製作 実感!夏の水鳥学習教室 一枚の羽からラムサール条約まで

○環境保全に係る団体への支援・後援の実施(平成10年度~22年度)

自然保護活動等助成事業(平成14年度~「環境保全活動支援事業」、平成20年度~「淡海環境保全事業助成」)

財団では、地域における自然保護活動、環境保全活動および自然保護に関する調査研究等で社会に 貢献する団体と個人に対し、自主事業として下記のとおり助成を行うとともに、県内で開催された環 境保全行事に財団として後援を行いました。

また、平成20年度からは新たに(財)県市町村振興協会からの琵琶湖の市町境界設定に伴う交付税増額分の一部を原資とした補助金を活用し、「淡海環境保全事業助成」と改称して助成を行いました。

なお、環境保全行事への財団の後援は現在も継続していますが、財団における活動助成の取組みについては、滋賀県からの委託事業「ヨシ群落保全活動奨励金」の取組みに引継がれています。

(平成 10 年度: 7 団体、平成 11 年度: 6 団体 1 個人、平成 12 年度: 9 団体、平成 13 年度: 9 団体、平成 14 年度: 9 団体、平成 15 年度: 1 3 団体、平成 16 年度: 1 4 団体、平成 17 年度: 1 7 団

体、平成18年度:16団体、平成19年度:24団体、平成20年度:13団体、平成21年度:1 2 団体、平成 22 年度: 1 4 団体)

びわこCO₂ダイエット事業助成(平成20年度~22年度)

財団では、平成20年度より(株)びわこ銀行からの寄付金を活用し、CO₂ダイエットに取り組む住 民団体へ、その活動に対する助成を行いました。(平成 20 年度:15団体、平成 21 年度:15団 体、平成 22 年度:8 団体)

○ 海外環境ツアー事業(平成11年度~13年度)

海外での環境先進地を体験学習するツアーを企画・実施

財団の自主事業として、グローバルな視点でこれからの環 境問題に取り組める人材を育成するため、海外の環境先進地 を訪問し、体験学習するツアーを企画し、旅行会社を通じて 募集・派遣する取組みを3か年にわたり実施しました。

初年度の平成11年度は、1回目「ゴミ対策」をテーマに マレーシア・シンガポール(10/3~10/7:5日間、43名 参加)への、また、2回目は「バイオディーゼル」をテーマ にドイツ・フランス(11/24~12/1:8日間、22名参加)

した。



ドイツ ハノーバー環境万博 (過去の財団実績報告書より写真再撮)

----------------------------------への企画を実施しま 環境ツアー in オーストラリア F#1391080B(R)~10814B(B) (789

海外環境ツアー募集案内 (過去の明日の淡海より再撮)

平成12年度は「容器包装回収システム(DSD社)、ハ ノーバー環境万博|をテーマにドイツ・イタリア(10/25~ 11/1:8日間、16名参加)への、また、平成13年度は 「熱帯雨林における自然保護の取組み」をテーマにオースト ラリア(10/8~10/14:7日間、26名参加)への企画を実 施しました。

なお、この財団における環境先進地を体験学習するツアー の取組みについては、財団における各種の環境学習や啓発・ 広報の取組みに引継がれています。

○ エコライフびわ湖賞表彰事業(平成11年度~13年度)

環境への負荷の低減に配慮した商品やアイデアの表彰

財団では、県からの受託事業として、資源を大切にし、 環境への負荷の低減に配慮した、暮らしの中で使用する優 れた商品やアイデアを「エコライフびわ湖賞」として表 彰、その普及と開発促進を図り、ライフスタイルをエコラ イフ型に転換していくことを目的にした表彰制度につい て、第2回目以降の応募商品・アイデアの審査およびエコ ライフびわ湖賞の表彰式を企画・開催しました。



エコライフびわ湖賞 受賞商品

・第2回エコライフびわ湖賞:テーマ「省資源」 表彰式:平成11年7月10日 応募数:商品部門141件(最優秀賞1点、優秀賞5点)

アイデア部門157件(最優秀賞 該当なし、優秀賞5点)

・第3回エコライフびわ湖賞:テーマ「捨てる?」 表彰式: 平成12年7月10日

応募数:商品部門74件(最優秀賞 該当なし、優秀賞5点) アイデア部門135件(最優秀賞1点、優秀賞5点)

・第4回エコライフびわ湖賞:テーマ「包装容器」「水をまもる」 表彰式:平成13年7月7日

応募数:商品部門87件(最優秀賞 該当なし、優秀賞3点)

アイデア部門126件(最優秀賞該当なし、優秀賞6点)

・エコライフ大賞 in メッセ:テーマ「暮らしで使うエコ商品」 表彰式: 平成 13 年 11 月 15 日 応募数: 商品部門127件(大賞1点、優秀賞5点、来場者特別賞1点)

○ 県民協働発電(平成15年度~20年度)

再生可能エネルギー設備の多様な主体の協働による導入

当財団の自主事業として、平成15年度に県民の方々からの出資金(出資者101人、出資金額101万円)を募り、県立野洲高等学校の校舎屋上に設置した太陽光発電施設(規格:10KW(167W×60枚))の発電電力について、これを使用の同高校から負担金を徴収、出資者への還元として、環境こだわり野菜等の引換券(おひさま発電サポート券、協力店舗:11店舗)を配布する取組みを実施しました。



野洲高等学校屋上 県民協働発電施設

なお、この取組はこれを手本とした他の主体の取組みや、太陽光発電設備の一般世帯への導入を進めるための県事業「スマート・ライフスタイル普及促進事業」などの取組みに引継がれています。

年間発電量 H15:年度末完成 不明 H16:12.183kWh H17:11.807kWh

H18:11,917kWh H19:11,936kWh H20:8,766kWh (H20.12 で事業終了)

○ びわ湖検定(平成20年度~25年度)

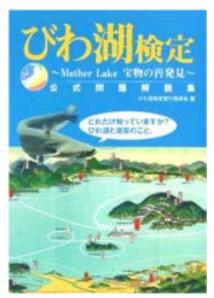
びわ湖検定実行委員会の事務局を担当、検定を実施

びわ湖検定は、日本最大の湖である琵琶湖や滋賀の文化、歴史に関する知識を問う検定で、検定を 通して滋賀のよさを再発見し、滋賀の魅力を発信する目的で平成20年度に始まりました。

財団では、自主事業「関係団体等との連携・協力事業」として、滋賀グリーン購入ネットワーク、琵琶湖流域ネットワーク委員会等の各種環境・観光団体から構成される「びわ湖検定実行委員会」(委員長:(財)淡海環境保全財団理事長)に参加するとともに、検定の事務局を担当しました。

検定の事務としては、銀行・商工会議所・出版社等16者の協賛のもとに、公式テキストの発行、スランプラリー・セミナーの開催、検定試験等を実施しました。

なお、「びわ湖検定」そのものは事業中止となりましたが、この財団における関係団体等との連携・協力の取組みについては、「SDGs 推進支援事業」など多様な主体との連携の事業・取組みに引継がれています。



びわ湖検定 公式問題解説集

○ススキふれあい事業(平成23年度~令和2年度)

ススキの保全と活用

財団では、奥伊吹地域においてススキの保全を図り、生物多様性が豊かな自然環境を創出するため、滋賀銀行などの企業やボランティアの方々に参加いただき、例年11月の上中旬にススキ刈りイベントを自主事業として開催するとともに、刈り取ったススキは乾燥後、腐葉土として有効利用しました。

なお、「ススキふれあい事業」そのものは、財団としてヨシ 群落保全の取組みにより注力するため中止となりましたが、



ススキ刈りボランティア

様々な主体との自然環境の保全に係る連携・協力のノウハウが培われ、財団の「ヨシふれあい事業」などの事業・取組みに引継がれています。

○ おうみ節電アクションプロジェクト(平成24年度~25年度)

草の根活動で進める家庭での節電の取り組みを展開

当財団の自主事業(環境省補助)として、滋賀県地球温暖化防止活動推進員を中心に、地域で地球温暖化対策に取り組むNPO、県や市の行政を構成員とするコンソーシアム(連絡会)を立ち上げ、このプロジェクトに賛同し、家庭での節電行動として取り組んでもらえる団体、企業、個人等を県内全域から募集、参加者を対象とした節電行動のセミナーを開催するとともに、その効果を検証するため、夏期 7・8 月の 2 ヶ月間(「電気ご使用量のお知らせ」8・9 月分)の電力使用量を集計、様々なケースに分類し、前年同期との比較等を通して、どれだけ削減できたかを数値効果として評価しました。



2013 夏 おうみ節電アクション プロジェクト II 報告会

また、平成25年度には、前年度の家庭での取組に加え、7月から9月の3か月間、モデルとなる地域において地域拠点での「クールシェア」を実施しました。その結果、プロジェクト全体での CO_2 排出削減量は約200t- CO_2 となり、草の根活動で進める家庭での節電の取り組みを地域に根付かせ、更にクールシェアで地域単位での節電の取り組みを展開することができました。

なお、この取組は、関西広域連合の「関西脱炭素アクション(関西夏・冬のエコスタイル)」として、省エネルギー・節電を家庭や企業に呼び掛ける普及・啓発の取組みなどに引継がれています。 <家庭による取組>

	参加世帯数	7月、8月分の対前年電力削減量	対前年削減率
平成24年度	3,989 世帯	36MWh (11.1t-CO ₂)	0.93%
平成25年度	3,644 世帯	35MWh (17.5t-CO ₂)	1.05%

<地域による取組>

クールシェアを実施回数	参加世帯数	CO₂排出削減量
延べ 123 回	3,143 世帯	0.5173t-CO2

○マザーレイクフォーラム事業(平成24年度~令和2年度)

琵琶湖に関わる多様な人たちが話し合う場の提供

マザーレイクフォーラムは、平成23年に策定された滋賀県の「マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画) < 第2期改定版 > 」に基づき、多様な主体が集い、新たな活動を展開する場として、また、同計画の進行管理および評価・提言を行う場として設置され、平成24年3月25日に「マザーレイクフォーラム ~思いをつなぎ、命をつなぐ。母なる湖のもとに~」をテーマに第1回の「マザーレイクフォーラムびわコミ会議(通称:びわコミ会議)」が開催されました。なお、会議名の"びわコミ"には、琵琶湖プラス英語のコミュニティ(=地域)、コミュニケーション(=対話)、コミットメント(=約束)の意味が込められています。

財団では、第 2 回以降の「びわコミ会議」を県から受託 し、毎年夏、琵琶湖やその周辺のさまざまなフィールドで環 境保全活動に取り組む県民・市民団体・企業・行政・専門家 などが、立場を超えて経験や思いを共有し、琵琶湖の将来を 話し合う場を提供するなどの取組みを実施しました。

なお、令和2年度の第10回の「びわコミ会議」は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、WEB上での開催と



第9回びわコミ会議



オンラインテーブル



マザーレイクゴールズ (MLGs) ロゴ

なり、11月2日~3月31日に通常年の「分科会」に相当する13回の企画がWEBで実施され、このうち4回は令和3年度に策定された琵琶湖版SDGs「マザーレイクゴールズ(MLGs)」づくりを目的として開催され、これが最終回となりました。

○ JICA草の根技術協力事業(平成25年度~27年度、平成28年度~令和元年度)

独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」)の草の根技術協力事業は、 国際協力の意思のある日本の民間の団体や地方公共団体などが、開発途上国の 住民を対象として、その地域の経済及び社会の開発または復興に協力すること を目的として行う国際協力活動であり、団体が有する技術、知見、経験を生か



して提案する活動を、JICAが提案団体に業務委託して、協力関係のもとに実施する共同事業です。

「中国湖南省における都市汚水処理場運転管理技術と住民の環境意識の向上の

ためのプロジェクト」事業(平成25年度~27年度)

住民の環境保全活動と水質浄化の施設整備を効果的に組み合わ



研修員 処理場の視察

せると同時に、環境保全と経済 成長の両立を図るという滋賀県 の「琵琶湖モデル」の取組み は、琵琶湖のような閉鎖性水域 での水質改善に大きな成果を上 げた事例として、世界的にも珍 しく、海外でも注目され、高い



現場調査(環境教育授業参観)

評価を得ています。かつて、浄化センターの維持管理を担ってい

た滋賀県下水道公社の専門技術を引き継ぐ当財団では、その技術力を活かして水環境技術分野における国際協力として貢献するべく、平成25年度から27年度までの3年間、「中国湖南省における都市汚水処理場運転管理技術と住民の環境意識の向上のためのプロジェクト」事業として、JICAの草の根技術協力事業を活用・実施しました。

「中国湖南省洞庭湖流域農村水環境改善プロジェクト」事業(平成28年度~令和元年度)

年度	中国 湖南省での取組み	日本での取組み
平成 25 年度	・事前調査(8/14~20:2名派遣)、技術者 派遣(8/26~9/6日:4名派遣)を実施、汚 水処理場の現地調査、環境教育の実施状況調 査、資料収集とともに、現地セミナーを開 催、課題解決に向けての情報、認識を共有	・湖南省より4名(政府関係者2名、現場技術責任者2名)の研修員を迎え、汚水処理場の管理体制、技術者養成、運転管理マニュアル、環境教育などの研修(11/6~21)
平成 2 6 年度	・技術者派遣(11/4~12:4名派遣)を実施、 汚水処理場の現地調査、環境教育の実施状況 調査、資料収集とともに、現地セミナーを開 催、課題解決に向けての情報、認識を共有	・湖南省より6名(省政府関係者2名、現場技術責任者3名、環境教育現場の担当者1名)の研修員を迎え、汚水処理場の管理体制、技術者養成、運転管理マニュアル、環境教育などの研修(8/27~9/12)
平成 27 年度	・技術者派遣(10/26~11/3:4名(財団技術者を含む)派遣)を実施し、汚水処理場の現地調査、環境教育の実施状況調査、資料収集を実施	・湖南省より6名(省政府関係者2名、現場技術責任者3名、環境教育現場の担当者1名)の研修員を迎え、汚水処理場の管理体制、技術者養成、運転管理マニュアル、環境教育などの研修(8/26~9/11)

平成25年度から3年間のプロジェクト事業を第1フェーズの取組みとして、当財団と滋賀県は、標記のプロジェクト事業を、平成28年11月からJ1CAの草の根技術協力事業の第2フェーズとして取り組みました。

取組みの最終年・令和元年6月5日には、これまでの取組の成果を湖南省内に広く周知し、プロジェクト終了後の活動の継続の重要性を認識することを目的とした成果報告会を湖南省長沙市で開催しました。報告会には、関係機関および環境保全に携わる政府関係者、NGO、学生など約80名の参加、日中双方からプロジェクト全体の報告を行った後、実際に活動の舞台となった汚水処理場の担当者、環境教育に取り組んだ学校の教師や村の担当者などが成果発表を行いました。また、湖南省では琵琶湖の取り組みから学んだ本プロジェクトの成果を「湖南モデル」として省内外に発信し、その成果は高く評価され、人民網「中日協力、水環境保全の『湖南モデル』を樹立」、新華社「中日協力、水環境保全の『湖南モデル』を横築」などとして取り上げられ、中国国内に広く報道されました。



成果報告会の様子



プロジェクトで取り組んだ 子供環境ポスターコンクールの 作品:成果報告会場で展示

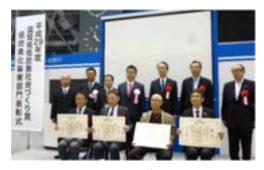
年度	中国 湖南省での取組み	日本での取組み
平成 28 年度	・技術者派遣(1/11~20:3名(財団技術者を含む))を実施し、中国側各関係機関を集めた「キックオフセミナー」等を開催するとともに、各汚水処理場における運転管理改善の取組み、技術資料の整理状況の調査、湖南師範大学との環境教育リーダーの養成等の協議、対象地区の農村面源汚染対策の状況調査を実施	・湖南省より7名(省政府関係者3名、関係市 担当者2名、環境教育現場の担当者1名、対 象地区村民委員会1名)の研修員を迎え、汚水 処理施設現場の維持管理実習、環境配慮型農 業の紹介、農村面源汚染対策の問題分析、環 境教育プログラムや教材の紹介と現場視察な どの研修実施(2/6~23)
平成 29 年度	・5月、8月、11月に専門家派遣を実施し、 生活用水、化糞池、人工湿地および生活汚水 等による水源、農地、農作物への影響データ を収集整理し、PCM分析を用いた問題分析、 アクションプラン作成などを実施するととも に、環境学習WEBサイトのコンテンツを作成	・7月と9月に湖南省より8名(汚水処理分野4名、環境教育分野4名)の研修員を迎え、訪日研修を実施するとともに、協力企業への訪問、本邦技術の紹介を行うとともに、 県民と交流し日本文化に触れる機会を設定
平成 30 年度	・5月、9月、12月に専門家派遣を実施し、 (合計8名)対象地区における生活汚水対 策、環境教育リーダー育成や農村環境教育な どに関する分析や評価を行い、各部門の関係 者とプロジェクトの最終成果を見据えた課題 の共有、今後の活動方針について協議	・7月に湖南省より8名(汚水処理分野4名、 環境教育分野4名)の研修員を迎え、訪日研 修を実施し、湖南省での生活汚水処理設備に 関する住民向けパンフレットや環境教育プロ グラムの作成などの実践的な取り組みの支援 や、環境保護団体との交流等を実施

○ 滋賀エコ・エコノミー推進事業(平成26年度~令和3年度)

環境と経済が両立する持続可能な低炭素社会の実現に向けた取組み

滋賀の経済界と滋賀県が「環境と経済が両立する持続可能な低炭素社会」を目指して立ち上げられた「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」は、平成26年4月、県内196社が参画し、プロジェクトの新たな仕組みとして設立された「しが炭素基金」を財団へ寄付金として贈呈、プロジェクトの理念が財団における「地球温暖化防止に向けた低炭素社会実現に関する事業」へ引き継がれることを期待する中、発展的に解消されました。

財団では、プロジェクトおよび基金参加の196社の意志を引継ぎ、温室効果ガス削減に取り組む県内事業者を支援するため、滋賀県低炭素社会づくり賞受賞者への副賞贈呈、事業者向けセミナーの開催などについて、滋賀エコ・エコノミー推進事業として取り組みました。なお、令和元年度以降は、プロジェクトからの寄付金および滋賀県から受託したエコ・エコノミー推進事業業務の委託費を含めて実施しました。



滋賀県低炭素社会づくり賞



エコ・エコノミー推進セミナー

○ 守山市立守山中学校体系的環境学習事業(平成28年度~30年度)

体系的環境学習における成果と分析により、新しい環境学習モデルを構築

環境への配慮を盛り込みつつ、建て替えられた「守山市立 守山中学校」の新校舎竣工を機に、同中学校において環境学 習の推進プロジェクトが立ち上がり、県センターの職員なら びに推進員もメンバーとして参画、まずは体系的な環境学習 モデルを構築しました。

1年生から3年生までの生徒に対し、それぞれの学年、教 科や総合学習の時間において、どういった学習が可能かを体 系的な一覧としてまとめ、教員全員にも研修を行う中、3年



守山中学校における学習風景

間を通した環境学習を学校全体として取り組むとともに、その学習成果を把握するにあたり、毎年、生徒へのアンケートを行う中で、生徒の意識・行動がどのように変化するかも調査し、分析しました。

また、分析結果から見えてきた様々な課題を克服していくために、クラス全体で取組みや発信の機会などを設けるとともに、繰り返し学習を積み重ねることにより、意識や行動の定着を図り、守山中学校において体系的な環境学習として根付かせることができました。

なお、この取組みの成果は、意識や行動の定着において、県センター活動事業の「CO₂ネットゼロ 社会づくり学習支援事業」をより実践的にブラッシュアップすることなどに活かされています。

○現在の定款

公益財団法人淡海環境保全財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人淡海環境保全財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、琵琶湖をはじめとする滋賀県の豊かな自然環境の保全と地球温暖化の防止等持続可能な滋賀社会の構築を図るため、自然保護及び景観保全事業、琵琶湖の生態系や水質の保全事業、県土の環境美化事業、温暖化防止・低炭素社会実現事業その他の事業を積極的に展開し、もって美しく住みよい滋賀の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)自然保護および景観保全等に関する事業
 - (2)琵琶湖における生態系および水質の保全等に関する事業
 - (3)循環型社会を目指した資源の有効利用に関する事業
 - (4)地球温暖化防止にむけた低炭素社会の実現に関する事業
 - (5)水環境の保全にむけた下水処理等に関する事業
 - (6) 各号を推進するための活動助成および普及啓発事業
 - (7)各号を推進するための人材育成に関する事業
 - (8) 各号を推進するための情報収集、提供に関する事業
 - (9)各号の事業に関連する受託事業
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、滋賀県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、 この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しょうとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、事業計画等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了する までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成 し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)正味財産増減計算書
 - (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6)財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類の内、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、

定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧 に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した 書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規 定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条 第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の 1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2)他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の次のイから二までに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共 同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって総務省設置法第4条第15号の規定の適用をうけるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。 (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の 任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が 1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1)評議員並びに理事及び監事の選任及び解任
 - (2)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
 - (3)貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
 - (4)定款の変更
 - (5)残余財産の処分
 - (6)基本財産の処分又は除外の承認
 - (7)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、 必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招 集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(決議)

- 第19条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1)監事の解任
 - (2)定款の変更
 - (3)基本財産の処分又は除外の承認
 - (4)その他法令で定められた事項
- 3 前2項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第194条第1項 の要件を満たしたときは、評議員の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が議長とと もに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長および専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び専務理事は理事長を補佐し、理事長が欠けた時又は理事長に事故があるときは、 その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有 する。

(役員の解任)

- 第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する ことができる。
 - (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算 定した額を報酬等として支給することができる。
 - 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員の責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1)この法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。
- 2 前項本文の場合において、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が 理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に 事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において 準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

- 第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

第9章 賛助会員

(会員)

- 第36条 この法人に賛助会員を置く。
- 2 賛助会員はこの法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行う。
- 3 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。
- 4 賛助会員は毎年、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 5 その他賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により理事会が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条の規定の変更についても適用する。 (解散)
- 第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法 令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益社団法人または公益財団法人であるときを除く。)には、 評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は評議員会の決議を経て、公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地 方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

第41条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法 人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解 散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、力石伸夫とする。

付 則

この定款は、平成24年12月13日から施行する。

付り

この定款は、平成25年5月14日から施行する。

付 則

この定款は、平成29年6月16日から施行する。

○財団設立趣意書(平成5年5月(財団法人淡海環境保全事業財団))

財団法人淡海環境保全事業財団設立趣意書

美しい自然、快適な生活環境は、人間が豊かな生活を送るための基本である。

今日の目覚ましい経済社会の発展により、我々は豊かな物資や便利な生活に目 を奪われ、これをあまりにも重視しすぎたがために、自然や居住環境への必要な 配慮を怠ってきた。

我々には今一度、このことに思いを馳せ、自然と人々がともに生きていくため の新たな対応が求められている。

滋賀県の琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境は、人々にうるおいとやすらぎ を与え続けており、今後ともこれらの素晴らしい環境を保全していくために、琵 琶湖の生態系の保全やごみ対策、あるいは湖内、湖辺での直接的な水質改善対策 が必要となっている。

また、湖辺、公園等では空き缶やごみが投げ捨てられ、これらが散乱し、美観 を阻害したり、水質悪化等の原因となっており、適正な対策を必要としている。

このような状況の中で、水と緑の豊かな本県の恵まれた環境の保全を図るため に、これまで以上に、県民誰もが環境にやさしい生活を心掛けることが、新しい 淡海文化の創造にむけて「環境滋賀」のこだわりを示すものとして重要である。

我々が目指す、真に豊かな生活環境の実現のためには、足元から地球的規模までの幅広い環境問題に対し、県民、企業、行政が一体となって地域に根ざした環境保全事業に効率的に取り組んでいくための体制の整備を図る必要がある。

ここに、県、市町村、民間の力を結集して、琵琶湖における生態系や水質の保 全およびごみ対策等の琵琶湖保全に関する事業、散在性ごみ対策を中心とした県 土の環境美化に関する事業ならびに環境保全に係る普及啓発、情報の収集提供お よび調査研究等に関する事業を展開し、もって、美しく住みよい滋賀県の創造に 寄与しようとするものである。

○財団設立時の寄付行為(平成5年5月28日施行(設立認可日施行))

財団法人 淡海環境保全事業財団寄付行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人淡海環境保全事業財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県大津市松本一丁目2番1号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、琵琶湖をはじめとする滋賀県の豊かな自然環境を誇る滋賀県の環境の保全を図るため、生態系や水質の保全等の琵琶湖保全事業、県土の環境美化事業その他の事業を積極的に展開し、もって美しく住みよい滋賀の創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 琵琶湖における生態系および水質の保全、ごみ対策等の琵琶湖保全に関する事業
 - (2) 散在性ごみ対策を中心とした県土の環境美化に関する事業
 - (3) 環境保全に係る普及啓発、情報の収集提供および調査研究に関する事業
 - (4) 前各号の事業に関連する受託事業
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、会計、事業計画等

(資産の構成)

- 第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 寄付金品
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(資産の種類)

- 第6条 資産は、基本財産および運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、この法人の 運営上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、か つ、滋賀県知事の承認を得て、その一部を処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

- 第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。
- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、または国債、公債その他の確実な有価証券に代えて理事長が保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎年度当該年度開始前に理事会の議決を経て、滋賀県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、事業計画または収支予算の変更について準用する。この場合において、同項中「毎年度当該年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(事業報告および収支決算)

第11条 この法人の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業実績報告書、 収支決算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、 当該会計年度終了後3月以内に滋賀県知事に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員

(役員)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1人
 - (3) 理事(理事長および副理事長を含む。) 10人以上15人以内
 - (4) 監事 2人
- 2 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて登記完了の日から 2週間以内に、その旨を滋賀県知事に届け出なければならない。
- 3 監事に異動があったときは、異動があった日から2週間以内に、その旨を滋賀県知事に届け 出なければならない。

(選 任)

- 第14条 役員は、理事会において選任する。
- 2 理事長および副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産および帳簿を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会または滋賀県知事に報告すること。
 - (4) 理事会に出席し、意見を述べること。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とし、 増員による役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事の4分の3の議決によりこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようととするときには、解任の議決を行う理事会において、 その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

- 第18条 この法人の業務を処理するため、事務局を置き、事務局長その他職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第20条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項 を議決する。 (召集)

- 第21条 会議は、理事長が召集する。
- 2 理事の3分の1以上の者または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、 理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、緊急やむを得ない場合を除くほか、理事に対し、会議の目的たる事項をおよびその内容ならびに日時および場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。
- 4 理事長は、急を要する事項については、その内容を示した書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(議 長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の3分の2以上の出席が無ければ開くことができない。

(議 決)

第24条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面評決等)

第25条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第26条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時および場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事等の氏名(書面評決者および表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
- 2 議事録には、出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長 とともに署名押印しなければならない。

第 5 章 寄付行為の変更および解散

(寄付行為の変更)

第27条 この寄付行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得た後、滋賀県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

- 第28条 この法人は、民法第68条第1条第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得た後、滋賀県知事の許可があったときに解散する。
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、滋賀県知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第 6 章 雑 則

(委 任)

第29条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

付 訓

- 1 この寄付行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、 設立者の定めるところとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。

○歴代の理事長

区分	氏 名	就任期間
	山田新二	平成5年5月28日~平成9年3月31日
財	山脇 康典	平成9年4月1日~平成12年7月18日
団法	山田 新二	平成12年7月19日 ~ 平成15年3月31日
人	田口 宇一郎	平成15年4月1日~平成19年3月31日
時	重野 良寛	平成19年4月1日~平成22年3月31日
	力石 伸夫	平成22年5月1日~平成24年3月31日
公法	力石 伸夫	平成24年4月1日~平成30年6月21日
益人財	中鹿 哲	平成30年6月29日 ~ 令和5年6月30日
団	髙木 浩文	令和5年7月1日~

○令和5年度役員名簿(令和5年9月4日現在)

役職名	氏	名	
評議員	森本	哲司	滋賀県琵琶湖環境部長
"	井手	慎司	滋賀県立大学 学長
<i>11</i>	金﨑	いよ子	認定NPO法人びわこ豊穣の郷 理事長
11	小西	忠之	滋賀県農業協同組合中央会 常務理事
<i>''</i>	関川	雅之	竜王町地域学校協働本部統括マネージャー
<i>''</i>	成子	真人	(株)滋賀銀行 総合企画部サステナブル戦略室広報グル-プ長
<i>''</i>	宇野	良彦	滋賀県中小企業団体中央会 専務理事
<i>''</i>	山本	悦子	滋賀県地球温暖化防止活動推進員
<i>11</i>	小西	大介	関西電力(株) 滋賀支社 コミュニケーション統括グループ地域統括部長
理事長	髙木	浩文	公益財団法人 淡海環境保全財団 理事長
副理事長	吉田	亮	滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 課長
理事	秋山	道雄	一般社団法人 滋賀グリ-ン活動ネットワ-ク 会長
<i>11</i>	安藤	博	彦根市 副市長
<i>II</i>	桒名	宏幸	一般社団法人 滋賀県経済産業協会 常任理事
<i>11</i>	竺	文彦	龍谷大学 名誉教授
<i>II</i>	山田	貴子	特定非営利活動法人 NPO子どもネットワークセンター天気村 代表理事
監事	猪原	理生	(株) 関西みらい銀行 執行役員滋賀地域営業本部長
<i>11</i>	中嶋	豊	中嶋会計事務所 公認会計士・税理士

○財団の現在の組織体制(令和5年7月1日現在)

理事長 髙木 浩文 (兼)温暖化防止活動推進センター長

事務局長 西村 武 (兼)温暖化防止活動推進センター事務局長

次長 大谷 康弘 (兼)プラザ運営統括

総務広報担当

(兼) GL大谷 康弘主任片桐 典子主查中西 美佐江事務員今堀 真理

自然保護・環境保全担当

(兼) GL 西村 武

技術マネ-ジャー 水田 有夏志

主任 原田 信也

主査 川端 隆弘

主任主事 瀧口 直弘

水草・ヨシ調査員 福永 和明

温暖化防止活動担当

(兼) GL 西村 武

CNディレクター 久保田 貢

専門員 来田 博美

主查 大野 愉香

主任主事 中村 憲人

主事 田代 みのり

事務員 仁科 三千代

事務員 吉田 紀美代

淡海環境プラザ担当

(兼) GL 井口 嘉久

専門員 有働 正人

主査 大橋 基喜

(兼) 片桐 典子

事務員 藤田 真帆

スマート・ライフスタイル推進室

天野 孝志

中村 憲人

後藤 哲

石田 登美子

室長

(兼)

副主事

事務員

○環境をとりまく動きとあわせた財団の沿革・あゆみ

西暦	財団設立	
(年)	からの年数	
1992 (平4)	設立前年	○同年施行の「ヨシ群落保全条例」および「ごみ散乱防止条例」に係る事業実施体制の一元化を目指し、財団の設立準備 。財団設立当初の事務所所在地である「滋賀県大津合同庁舎」が竣工(4月)
1993 (平5)	設立初年	○滋賀県と県内全50市町村の出捐による「財団法人淡海環境保全事業財団」の設立(5月) ○ヨシ群落維持管理事業(刈取、火入れ、清掃、塵芥処理)を開始(H5~19、H21~24) ○ヨシ群落造成事業(株移植苗植栽(H6~挿し木苗)、消波柵設置等)を開始(H5~25、H29) ○水草刈取事業(南湖・北湖・西の湖(H5~H8、H12~17))を開始(H5~25) 。環境庁委託事業「ヨシの成育等モニタリング調査」を受託実施(H5~6)
1994 (平6)	2 年目	○ヨシ苗製造法を株移植法から挿し木法に改良し、ヨシ苗の製造開始・製造法特許申請 ○派生物有用化事業として、刈取りヨシを原料とした「淡海ヨシ紙」の製作開始 ○自主事業として、美化啓発清掃車「さわやか号」を導入、散在性ごみ対策事業(清掃活動・条例普及啓発)を開始・実施(H6~13) ○各種自主事業(環境問題相談事業(H6~10: H7~受託事業も有)、水鳥給餌事業(H6~14))を開始 ○渇水緊急対策として、赤野井湾等で延べ195haの水草刈取を追加実施 ○各種受託事業(ヨシかがり火コンサート(7/1)、実生ヨシ苗育成事業(H6~9)、びわ湖学習会事業(H6~10)、琵琶湖湖岸清掃美化事業(H6~16)、自動販売機実態調査)を開始・実施 ○滋賀県環境白書の用紙としてのヨシ紙の使用(白書本編:平成6~15年版、資料編:平成6~12年版)
1995 (平7)	3年目	○ヨシ苗・ヨシ紙の販売を開始、製造販売を管理する特別会計を設置(1月) ○ヨシ腐葉土の試験製造・販売を開始 ○各種自主事業(余呉湖ヨシ植栽実験、刈取ヨシ活用水質浄化試験、啓発学習用ビデオ「考えようゴミ! ゴミ対策啓発ビデオ」製作)を実施 ○5月の異常高水位でのヨシ群落の漂着ごみを緊急回収する「ヨシ群落ごみ対策事業(受託事業)」を実施 ○各種受託事業(田川流域環境対策事業(H7~15)、ヨシ植栽地適地検討調査、湖中浮遊ごみ回収手法調査)を開始・実施
1996 (平8)	4 年目	。自主事業として、西の湖ヨシ原の一斉火入れとその鑑賞会「水郷を彩る炎のファンタジー」を開催(H8~11:毎年3月) 。滋賀県・海と渚環境美化推進機構からの補助を受け「水面清掃船『よしぶえ号』」を導入 。各種自主事業(風力利用水循環装置の水質改善状況調査(H8~9)、啓発学習用ビデオ「命をはぐくむ 琵琶湖」製作、アオミドロ回収手法開発、湖面浮遊ごみ広域回収実験、ヨシ群落減退地域原因調査研究会の 運営(H8~9))を実施 。「淡海ヨシ紙」の商標登録完了
1997 (平9)	5 年目	○挿し木による「ヨシの増苗方法」について、特許庁より特許査定通知・特許取得(3月) ○財団情報のWEBページでの発信開始 ○下流府県民を対象の「淡海の自然と環境体験ツアー」(自主事業)開催(H9~12:2月頃) ○豊かなヨシ帯を取り戻すため議論・考察する「シンポジウム 甦れ、琵琶湖のヨシ」開催(10月) ○各種自主事業(環境改善実践奨励賞(団体、個人)の表彰交付(H9~12)、ボランティアヨシ刈取り開催事業(H9~11)、啓発学習用ビデオ「甦れ!琵琶湖のヨシ」製作)を開始・実施 ○各種販売促進事業(菊花展開催、ヨシ紙書道・絵画展開催(H9~17:H10~「ヨシ紙芸術展」、H14・15 「ヨシ絵手紙コンテスト」)、研究開発事業として、汽水域ヨシ苗育成事業(H9~11)を開始・実施
1998 (平10)	6 年目	○財団法人滋賀県自然保護財団を統合するとともに、滋賀県自然保護協会の事業・財産を引継ぎ、財団名称を「財団法人淡海環境保全財団」に変更(4月) ○自然保護に係る2団体の統合、引継ぎに伴い、自然保護活動等で社会に貢献する関係者へ助成する「自然保護活動等助成事業」(H10~22)、自然保護活動の功労者を表彰する「自然保護活動功労者表彰事業」(H10~11)、地域の景観づくりの進展を図る「地域景観づくり支援事業(淡海の風景づくり賞、淡海の風景づくり支援事業)」(H10~11)とともに、各種観察会の後援等(H10~23)、「自然ふれあい通信(H10~13:H12から「環境ふれあい通信」)等機関紙の発行事業について、それぞれ自主事業として開始・実施。各種自主事業(釣り具放置防止キャンペーン事業(H10~13)、啓発学習用ビデオ『「滋賀の里山」』製作、ヨシ群落維持管理技術研究事業、賛助会員交流・研修会実施事業(H10~13、15))を開始・実施。各種受託事業(地域循環型生活推進事業、世界湿地の日インびわ湖記念事業、淡海エコツーリズム推進事業)を実施

滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項	西暦
(滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	(滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	(年)
・「第2期琵琶湖水質保全計画」策定(3月)・「瀬田川洗堰操作規則」制定(3月)・ヨシ群落保全条例を施行(7月)・ごみ散乱防止条例を施行(7月)	・ダブリン水会議(アイルランド)開催(1月)・国連環境開発会議で「リオ宣言」「アジェンダ21」採択(6月)・「自動車NOx法」制定(6月)・UNEP国際環境技術センター(大阪、滋賀)設置(10月)	1992 (平4)
・琵琶湖がラムサール条約の登録湿地に決定(6月) ・「公共工事の環境対策の手引」を制定(8月)	・第5回世界湖沼会議(ストレーサ・イタリア)開催(5月) ・「環境基本法」制定(11月)	1993 (平5)
・「アジェンダ21滋賀」策定(4月) ・「生物環境アドバイザー制度」導入(6月) ・琵琶湖北湖で初めてのアオコの発生(8月) ・「環境にやさしい物品購入基本方針」策定(8月) ・琵琶湖水位マイナス123cm(観測史上最低水位)(9月)	・「環境基本法」に基づく「環境基本計画」閣議決定(12 月)	1994 (平6)
・UNEP国際環境技術センター開設(4月) ・県立大学に全国初の環境科学部を開設	・第6回世界湖沼会議(霞ヶ浦・茨城)開催(5月) ・「容器包装リサイクル法」制定(6月) ・「生物多様性国家戦略」策定(10月)	1 9 9 5 (平7)
・「環境基本条例」(7月) ・「生活排水対策推進条例(みずすまし条例)」、「上乗せ 条例(小規模事業場の排水規制)」改正施行(7月) ・琵琶湖博物館が開館(10月)	・グリーン購入ネットワーク発足(2月)	1996 (平8)
 ・「第3期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「琵琶湖総合開発事業」終結(3月) ・滋賀県「琵琶湖環境部」設置(4月) ・「滋賀県環境総合計画」を策定(10月) ・琵琶湖水質保全対策行動計画推進協議会が「琵琶湖水質保全対策行動計画」を策定(10月) 	・第1回世界水フォーラム(マラケシュ・モロッコ)開催 ・「環境影響評価法」制定(6月) ・「河川法」改正(環境保全を目的に追加)(6月) ・第7回世界湖沼会議(ラカール・アルゼンチン)開催 (10月) ・地球温暖化防止京都会議(COP3)開催「京都議定 書」採択(12月)	1997 (平9)
・「環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス 滋賀)」を制定(2月) ・県工業技術総合センターが、都道府県として初めてISO 14001の認証を取得(3月) ・「環境自治推進員制度」を創設(7月) ・「アイドリングストップ条例」を制定(10月) ・「地球温暖化防止対策地域推進第1次計画」を制定(11月) ・「環境影響評価条例」制定(12月) ・「環境影響評価条例」制定(12月)	 ・「家電リサイクル法」制定(6月) ・「地球温暖化対策推進大綱」決定(6月) ・「地球温暖化対策推進法」制定(10月) 	1 9 9 8 (平10)

西暦	財団設立	財団の沿革・あゆみ
(年)	からの年数	
1999 (平11)	7年目	○財団広報誌「明日の淡海」発行開始(H11~:年2回、H18~:年1回、H30~:季刊) ○平成10年度製作の啓発用ビデオ「滋賀の里山」が、郷土学習教材コンクールで文部大臣賞受賞 ○各種自主事業(啓発学習用ビデオ「美しい湖国 滋賀の自然紹介」製作、地球環境問題を考える学習会開 催事業(H11~12)、夢発見エコ交流事業、身近で埋もれた美しい自然の発掘事業(H11~12)、美しい自 然フォトコンテスト(H11~13),世界湿地の日インびわ湖自然学習会(琵琶湖一斉水鳥観察会)(H11~ 26(H27・28は財団協賛))、「親と子の環境教室」開催事業、自然観察指導員養成講座開催事業、海外環境 ツアー事業(H11~13))を開始・実施 ○各種受託事業(エコライフグリーン倶楽部育成事業(H11~15)、エコライフびわ湖賞表彰事業(H11~ 13))を開始・実施 ○販売促進事業として、モデル菊花展(H11~13)を開催、非木材紙原料「ケナフ」を栽培、ケナフ紙製造
2 0 0 0 (平12)	8年目	○滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定(10月)をうけ、同活動推進センター活動事業(受託事業)を開始・実施 ○センター設立記念シンポジウム「地球温暖化の現状、課題と対策」を開催(11月) ○各種自主事業(啓発学習用ビデオ「ヨシってな~に? ~ヨシのはたらき~」製作、環境学習地域リーダー養成事業(H12~13)、里山体験学習会(H12~15)、ボランティアヨシ育成事業(H12~20)、小学校高学年ヨシ観察会(H12~13)、ヨシ原に棲む鳥と魚の親子観察会、ヨシ松明まつり(ヨシ笛コンサート) (H12~18:H15~開催協力)、「甦れ、びわ湖のヨシ」ヨシシンポジウム(11月)、県愛鳥週間ポスターコンクールに対し、理事長賞を授与(H12~))を開始・実施
2 0 0 1 (平13)	9年目	○各種自主事業(啓発学習用ビデオ「実感!夏の水鳥学習教室 一枚の羽からラムサール条約まで」製作、 ヨシ群落再生に向けた植栽条件の調査研究、子ども自然体験活動リーダー養成事業(H13~14)、「子ども 環境ふれあい通信」の発行(H13~14:H13は年6回、H14は年3回、H15は財団10周年記念号のみ1回)、 「琵琶湖の自然を訪ねる環境ツアー」)を開始・実施 ○第9回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)協賛行事として、漫画家「矢口高雄」展開催(11月)
2002 (平14)	10年目	○財団の果たすべき役割をより明確化するため、散在性ごみ対策事業をはじめとする24の自主事業を、その内容や目的により統合、再編あるいは廃止等して、「環境情報の発信」、「環境学習の推進」、「環境保全活動の支援」の3つの大きな柱に集約し、新たに事業を展開。「環境ボランティア・NPO育成」として、水問題をはじめとする環境問題に目を向け、行動に移そうとする県内の大学生を中心とした、「『学生環境グループ』の活動支援(自主事業)」を実施(H14~16)。中学生ヨシ植栽課外活動学習会(自主事業(14.15)を実施。「散在性ごみ対策事業」を「環境保全事業」に再編、財団職員による清掃活動を実施(H14~18:12月)
2003 (平15)	11年目	○環境への負荷が少ない商品やサービスの購入についての普及啓発を進めるため、財団内に「滋賀グリーン購入ネットワーク事務局」を付設(H15~17) ○県民から出資金を募り、太陽光発電施設を設置、出資者への還元として、環境こだわり野菜等の販売店舗での引換券を配付する「県民協働発電」事業(自主事業)を開始・実施(H15~20)。第3回世界水フォーラム(琵琶湖・淀川)開催(3月)に協賛し、「びわ湖ヨシ再生・利用促進活動事業」として、ヨシ刈り体験ツアー(前年12月)、水となかヨシミュージアム(3月)、ヨシ松明まつり(3月)、水フォーラム ビアンカの夕べ 湖上トーク(3月)を、それぞれ開催・実施するとともに、世界水フォーラム滋賀デーで『学生環境グループ』が活動成果を発表。財団設立10周年記念事業として、環境ビジネスメッセ会場にて、「商いにヨシ!ヨシビックビジネスを目指して」をテーマに、ヨシ利用シンポジウムを開催(11月)。ヨシの新たな資源利用に向け、環境ビジネスメッセ会場にオランダ式ヨシ屋根を試作・展示(11月)。各種受託事業(温暖化防止活動推進員実践的研修(H15~21:H16~全国センター委託)、外来魚回収実験事業(H15~19:H17~「外来魚回収事業」))開始・実施
2004 (平16)	12年目	○「かいつぶりの親子」と「ヨシ」を組み合わせ・意匠化した財団のシンボルマークを新設、活用開始 ○温暖化防止活動推進センター活動事業(受託事業)において、県内各地域を「色」でグループ分けした推進員地域活動グループによる、地域での普及啓発活動を開始(H16~H21:青色グループ(大津滋賀・湖西地区)会議、黄色グループ(大津一部・湖南地区)会議、緑色グループ(甲賀・東近江地区)会議、赤色グループ(湖東・湖北地区)会議) 。各種自主事業(小・中学生ヨシ学習会(H16~17)、ヨシ炭化調査、びわ湖ヨシ再生・利用促進活動事業(オランダ式ヨシ屋根モデル家屋建設調査)、「お~みECOくらぶ」事業(H16~17)、温暖化防止活動推進センター普及啓発・広報事業(H16~17))を開始・実施 。家族ISOプログラム普及推進事業(受託事業)を実施

滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項	西暦
(滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	(滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	(年)
・「滋賀グリーン購入ネットワーク」設立	・第8回世界湖沼会議(コペンハーゲン・デンマーク)開催(5月)・「PRTR法」制定(7月)	1 9 9 9 (平11)
・県庁がISO14001の認証を取得(3月) ・「大気環境への負荷の低減に関する条例」を制定(3月) ・景観指針「淡海風景プラン」を策定(3月) ・「マザーレイク21計画」を策定(3月)	・第2回世界水フォーラム(ハーグ・オランダ)開催(3月) ・大津でG8環境大臣会合開催(4月) ・「グリーン購入法」「建設リサイクル法」制定(5月) ・「循環型社会形成推進基本法」制定(6月) ・「食品リサイクル法」制定(6月) ・「新環境基本計画」決定(12月)	2 0 0 0 (平12)
・フロン回収認定店制度創設(1月) ・ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステム (以下「県庁EMS」) の認証取得範囲を地方機関に拡大 ・環境こだわり農産物認証制度創設(4月) ・滋賀県緑化基本構想「淡海のみどり2010構想」策定(6月)	・環境庁、環境省へ昇格(1月) ・「自動車NOx・PM法」制定(6月) ・「フロン回収・破壊法」制定(6月) ・第9回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(11月)	2 0 0 1 (平13)
・県庁EMSの認証範囲を企業庁、試験研究機関等に拡大(3月) ・「第4期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「廃棄物処理計画」策定(3月) ・「ごみ散乱防止条例」改正(罰則規定や清掃活動への参加指導等を追加)施行(4月) ・「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」制定(10月) ・「ヨシ群落保全条例」の改正(ヨシの有効な利用に関する事項の追加、規制対象行為の拡充)(12月)	・「自動車リサイクル法」制定(7月) ・持続可能な開発に関する世界首脳会議において、「持続	2002 (平14)
 ・「環境こだわり農業推進条例」制定(3月) ・「産業廃棄物税条例」制定(3月) ・「自然公園条例」の改正(特別地域行為規制等追加)(3月) ・「地球温暖化対策推進計画」策定(3月) ・県庁EMSの認証取得範囲を県立3病院に拡大(3月) ・「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画」策定(9月) ・「環境こだわり農業推進基本計画」策定(12月) 	・第3回世界水フォーラム(琵琶湖・淀川)開催(3月) ・「循環型社会形成推進基本計画」策定(6月)	2003 (平15)
・「琵琶湖森林づくり条例」制定(3月) ・「環境学習の推進に関する条例」制定(3月) ・「新滋賀県環境総合計画」策定(3月) ・「水辺エコトーンマスタープラン」策定(3月) ・県庁EMSの認証取得範囲を県庁全機関拡大(3月) ・「琵琶湖・淀川流域圏の再生」協議会の設置(4月) ・「君シ群落保全基本計画」改定(6月) ・「環境学習推進計画」策定(10月) ・「しが新エネルギー導入戦略プラン」策定(10月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画」策定(12月)	・「ヒートアイランド対策大綱」決定(3月)・「外来生物法」制定(6月)・「景観法」制定(6月)	2004 (平16)

西暦 (年)	財団設立からの年数	財団の沿革・あゆみ
2 0 0 5 (平17)	13年目	○温暖化防止活動推進センター普及啓発・広報事業(自主事業)において、環境省からの補助を受け、推進員・センター職員による、小中学校や公民館、企業等を対象にした「出前講座」を開始(H17~22)。省エネに取組むグループを募集し、家庭の電気使用量を削減した割合に応じてグループ活動支援金を支給する「省エネ・お得ポイント事業(自主事業)」を開始・実施(H17~21)。各種受託事業(湖底改善・生産力向上事業(H17~23)、いきづく湖沼ふれあいモデル事業(H17~18)、太陽光発電設置促進滋賀モデル事業(H17~22))を開始・実施。温暖化防止活動推進センター活動事業(受託事業)において、きんき環境館と共催で地域エネルギーについて考えるタウンミーティング「滋賀発・ストップ温暖化!」を開催(12月)
2006 (平18)	14年目	○「小・中学生ヨシ学習会(H16~)」を再編、新たに県内小学生を対象にヨシ学習・植栽等を通じ、自然や環境への理解を深めてもらう「小学校ヨシ学習会(自主事業 通称:ヨシ出前学習)」を開始(H18~)。「自然保護活動等助成事業(H10~)」、(株)びわこ銀行の寄付金を活用して実施(H18~19)。各種自主事業(湖沼河川水質浄化実証実験事業(H18~20)、事業所対抗省エネ・レース事業)を実施。南湖水草刈取事業(受託事業:H18琵琶湖河川事務所、H21~23河港課)」を開始・実施
2007 (平19)	15年目	。各種自主事業(淡海環境ニュースレター発行(H19:年5号、H20:年3号)、ヨシ研究会(H19~20)、琵琶湖ヨシ植栽モデル実験(H19~21)、ヨシ苗センター構想準備事業)を開始・実施 。各種受託事業(「びわ湖・藻刈りまっか大会」開催(10月)、水草除去方法および有効活用方策調査業務、「CO₂ダイエットコンテストinおうみ」事業(H19~21)、家庭版 ESCOパイロット事業)を開始・実施 。温暖化防止活動推進センター活動事業(受託事業)にて、「エコカーマイスター」と「エコドライブマイスター」の養成事業、ライトダウンキャンペーン、「うちエコ」省エネ推進、メールマガジンの発信、啓発プログラム・啓発資材の開発作成等の事業・取組を開始・実施
2008 (平20)	16年目	○新たに(財)県市町村振興協会から、琵琶湖の市町境界設定に伴う交付税増額分の一部を原資とした補助を受け、従前の「自然保護活動等助成(H10~)」は、これを用い「淡海環境保全事業助成」(H20~22)として、(株)びわこ銀行からの寄付金については、新たに「びわこCO₂ダイエット事業助成」として、助成を実施(H20~22) ○県内の小中学生を「びわっこ大使」を選抜し、県内での学習成果を国内外で発信する「ラムサールびわっこ大使事業(受託事業:H20時「COP10・滋賀県こども環境特派員事業」)」を開始・実施(H20~H22、H25、R1~)。前年度の「ヨシ苗センター構想準備事業」の調査結果と、ヨシが持つ効果等の情報を広く発信するため、日本財団からの助成を受け「琵琶湖ヨシ拠点整備事業」として、草津市下物町のヨシ苗圃場(ファーストフラッシュ浄化施設 および 太陽光発電施設付き屋外体験学習施設)を整備。各種環境・観光団体から構成される「びわ湖検定実行委員会」の事務局を担当、公式テキストの発行、スランプラリー・セミナーの開催、検定試験等を実施(H20~25:H24~財団予算執行無し)・各種受託事業(赤野井湾ハス管理適正化事業(H20~21)、住宅用太陽光発電導入支援対策事業((H20~21:経済産業省補助金受付事務)を開始・実施
2009 (平21)	17年目	○(株)伊藤園から県への寄附を原資とする「ヨシ育成事業」および「ヨシボランティア奨励金」の開始・実施 (H21~25) ○平成12年度から実施の「ボランティアヨシ育成事業」を再編、新たに「ヨシふれあい事業」として、ヨシリーダーの育成、ヨシボランティア市民団体へのヨシ植栽・ヨシ刈り指導などを行う取組として開始・実施 (H21~) ・センター普及啓発・広報事業(自主事業)において、地産地消の活動を通して CO₂の排出削減を進めるため、ヨシを土壌改良材に用いた「ヨシ米づくり」の取組およびフードマイレージの普及啓発を開始・実施・各種自主事業(財団メールマガジン「淡海環境メルマガ」の発行 (H21~)、財団住宅用太陽光発電システム設置促進事業(滋賀県補助)、腐植土活用浄化実験事業、ヨシ拠点整備効果(ファーストフラッシュ浄化施設)追跡調査 (H21~23))を開始・実施・各種受託事業(地球温暖化防止活動推進員派遣評価事業、ヨシ群落維持管理事業(H21~24:緊急雇用)、水草・ハス人力刈取事業(H21~24:緊急雇用)、温暖化対策推進普及啓発情報等整備事業)を開始・実施・ヨシ製品販売促進事業として、県内菊花展に淡海環境保全財団賞と副賞のヨシ腐葉土を贈呈(H21~23)

滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項	西暦
(滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	(滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	(年)
・「リサイクル製品認定制度」を創設(3月)・滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開所(6月)・滋賀県環境学習支援センター開設(6月)・「琵琶湖森林づくり県民税条例」制定(7月)	 ・「京都議定書」発効(2月) ・愛・地球博(名古屋市)開催(3月~9月) ・「琵琶湖淀川流域圏の再生計画」策定(3月) ・「湖沼水質保全特別措置法」改正(6月) ・第11回世界湖沼会議(ケニア・ナイロビ)開催(10月) 	2005 (平17)
 ・国際湿地再生シンポにて「湿地再生琵琶湖宣言」採択(1月) ・「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」制定(3月) ・「滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例」制定(3月) ・「第二次滋賀県廃棄物処理計画」策定(6月) ・「滋賀県地球温暖化対策推進計画」改定(12月) 	開催(3月)	2 0 0 6 (平18)
・「野生動植物との共生に関する基本計画」策定(3月)・「第5期琵琶湖水質保全計画」策定(3月)・「滋賀県庁地球温暖化対策実行計画」改定(9月)	・第12回世界湖沼会議開催(ジャイプール・インド)(10 ・IPCCの第4次評価報告書(11月)	2007 (平19)
・「持続可能な滋賀社会ビジョン」策定(3月) ・「滋賀県環境学習推進計画」改定(3月) ・「第二次緑化基本計画」策定(3月)	・神戸でG 8 環境大臣会合開催(4 月)	2008 (平20)
・「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」策定(2月)・「第三次滋賀県環境総合計画」策定(12月)	・第5回世界水フォーラム(イスタンブール・トルコ)開催(3月) ・第13回世界湖沼会議開催(武漢・中国)(11月)	2009 (平21)

西暦 (年)	財団設立 からの年数	財団の沿革・あゆみ
2010 (平22)	18年目	○水草対策(根こそぎ)事業(受託事業)として、財団と漁業者で共同開発・改良したマンガン(貝曳漁 具)での水草の根こそぎ除去の取組を開始・実施(H22~) 。温暖化防止活動地域普及啓発事業(自主事業)において、県民の省エネ行動の実践に結びつけるため、省 エネ診断員を養成、「省エネ診断事業(H22~27)」を開始・実施 。自主事業として「地域再発見!普及啓発事業」を実施 。ヨシ製品販売促進事業として、ヨシ布の枕カバー・コースター・モビール・袋等を試作するとともに、び わ湖環境ビジネスメッセに琵琶湖ヨシ製品等を展示(H22~30)、加えて「おうみヨシ米」の商標を登録、 また、研究開発事業として、ヨシ産業交流研究会を開催(H22~23)
2011 (平23)	19年目	○「公益財団法人」への移行作業として、6月27日の評議員会、6月30日の理事会でそれぞれ承認を得て、7月29日付けで滋賀県知事あて公益財団法人への移行認定申請を提出 ○推進員による「出前講座」を発展、低炭素社会づくり学習支援事業(受託事業:R3~CO₂ネットゼロ社会づくり学習支援事業)として、県内各地における推進員による「出前講座」に係る調整・支援の取組を開始・実施(H23~) ○家庭エコ診断推進事業(受託事業)として、前年度に全国センターの認定を受けた「うちエコ診断員」が各家庭の診断を行い、エコな暮らし方をアドバイスする取組を本格実施(H22~)。自主事業(ススキふれあい事業(H23~R2)、地域活動支援・連携促進事業(H23~25))を開始・実施。受託事業(矢橋帰帆島中間水路 水草除去事業(H23、H25~27))を開始・実施。財団販売のヨシ紙等のブランド化に用いる「おうみヨシ」の"ヨシ"意匠の商標登録
2012 (平24)	20年目	○3月23日滋賀県知事より「公益財団法人認定書」の交付を受け、4月1日に公益財団法人に移行、財団名称を「公益財団法人淡海環境保全財団」に変更 ○滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定(H24.4~H28.3 [更新①]) ○水草資源循環促進事業(受託事業)として、刈取り除去を行った水草について、切返し等を行い堆肥化するとともに、水草堆肥の配布イベントによる普及啓発を行う取組を開始・実施(H24~: R2・R3配布イベント中止) ○マザーレイクフォーラム事業(受託事業)として、びわコミ会議の開催等を通じて、県民・NPO等様々な主体が情報の共有や協働を進める場を提供する取組を開始・実施(H24~R2)。飲水の源、琵琶湖を感じる事業((株)ローソン寄付金事業)として、湖上環境船「メグミ号」を使った琵琶湖の環境を学ぶツアーを実施(4月)。自主事業(マキノの山で自然観察ときのこ狩り事業、キラリ☆冬の余呉湖「ワカサギ釣りと水鳥の楽園」を訪ねる、おうみ節電アクションプロジェクト支援事業(H24~25))を開始・実施
2 0 1 3 (平25)	2 1 年目	○下水道における水質管理の技術支援、普及啓発等を担う「淡海環境プラザ」事業の開始(4月) ○財団所在地について、滋賀県大津合同庁舎から、現在の矢橋帰帆島内、淡海環境プラザ(旧 県立水環境科学館)内に移転(5月) ○技術指導支援事業として、JICA(独立行政法人国際協力機構)の草の根技術協力事業を活用し、滋賀県と共同提案した「中国湖南省における都市汚水処理場運転管理技術と住民の環境意識の向上のためのプロジェクト」事業(3年計画)において、技術者派遣や訪日研修などを開始・実施(H25~27) ○県補助・受託事業として、家庭での太陽光発電設置の取組を広めるため、「個人用住宅太陽光発電システム設置促進事業」(H25~27)および「太陽光発電導入相談事業」を開始・実施 ○全国センター委託事業として、地域の温暖化防止活動推進センターが推進員とともに、各地域で温暖化対策の中心的な役割を構築する「地域における地球温暖化防止活動促進事業」を開始・実施(H25~)、びわ湖環境ビジネスメッセでも啓発等を実施(H25~R元) 。国の緊急雇用対策(H21~24)として実施のヨシ群落維持管理事業に代わり、ヨシ群落再生の可能性の高い場所でのヤナギ等伐採を行う「ヨシ群落維持再生事業(受託事業)」を開始・実施。各種水草関連受託事業(南湖中央部水草除去事業(H25~30)、南湖東岸水草除去事業(H25~27)、際川地区水草除去事業(南湖中央部水草除去事業(H25~30)、南湖東岸水草除去事業(H25~27)、際別を発生ま事業の要託事業(の共下水道処理管理技術支援、普及啓発、技術講習・セミナー開催、新技術研究開発支援、新技術普及促進支援、施設の維持管理)を開始・実施(H25~)。下水道に関する知識および情報等を掲載した広報誌「碧い湖」を編集・発行、県内配布(第43号:H25、9・以降年度2回発行)

滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項	西暦
(滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	(滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	(年)
・「琵琶湖森林づくり基本計画」改定(2月)	・生物多様性条約第10回目締約国会議(略称:COP10)(名 古屋市) 開催(10月) ・関西広域連合発足(12月)	2 0 1 0 (平22)
・「ヨシ群落保全基本計画」(2月) ・新しい滋賀県庁環境マネジメントシステム構築(2月) ・UNEP国際環境技術センター滋賀事務所廃止(3月) ・「県低炭素社会づくりの推進に関する条例」制定(3月) ・「滋賀県環境学習推進計画(第2次)」策定(3月) ・「滋賀県農業・水産業温暖化対策総合戦略」策定(3月) ・「第三次滋賀県廃棄物処理計画」策定(8月) ・「マザーレイク21計画(第2期)」改定(10月)	・国際森林年 ・第14回世界湖沼会議開催(オースティン・米国)(11	2 0 1 1 (平23)
 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」策定(3月) 「第6期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) 「マザーレイクフォーラム」設立(3月) 	・第6回世界水フォーラム開催(マルセイユ・フランス) (3月) ・国連持続可能な開発会議(リオ+20)で成果文書「我々 の求める未来」採択(6月) ・先進陸水海洋学会日本大会開催(大津)(7月) ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(7月) ・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定(9 ・「地球温暖化対策のための税」施行(10月)	2 0 1 2 (平24)
・「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」策定(3月) ・「内湖再生全体ビジョン」策定(3月) ・「財団法人滋賀県下水道公社」解散(3月) ・「淡海環境プラザ」設立(草津市矢橋町)(4月) ・湖南省友好提携30周年記念事業(子ども達の友好交流等)(8月)	・「小型家電リサイクル法」(4月) ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定(5 ・ストックホルム条約第6回締約国会議、バーゼル条約第11回締約国会議及びロッテルダム条約第6回締約国会議、並びに第2回3条約拡大合同締約国会議(ExCOPs2)の開催(ジュネーブ・スイス)(5月) ・国連気候変動枠組条約第19回締結国会議(COP19)(ワルシャワ・ポーランド)(11月)	2 0 1 3 (平25)

西暦	財団設立からの年数	財団の沿革・あゆみ
2014 (平26)	2 2 年目	○滋賀県・滋賀経済界による「エコ・エコノミープロジェクト」を財団事業として発展的統合 ○ヨシ群落内のヤナギ伐採を行う「ヨシ群落維持再生事業」と(株)伊藤園から県への寄附を原資とする「ヨシ育成事業」,「ヨシボランティア奨励金」を統合、「ヨシ群落維持育成事業」として開始・実施(H26~) ○従前の水草刈取事業(受託事業)を再編、刈り取られた水草の揚陸・運搬・有効利用を行う「水草刈取管理事業(受託事業)」として、開始・実施(H26~) ○平成26年4月に解散した滋賀エコ・エコノミープロジェクトの寄付金を基に、「環境と経済が両立する持続可能な低炭素社会の実現」に向けた取組を行う事業者への支援事業(自主事業)を開始・実施(H26~R3:R元以降は委託含み)。ヨシ製品販売促進事業として、「滋賀学び発見」にてヨシ製品を展示・販売(H26~27)
2 0 1 5 (平27)	2 3 年目	○野洲市安治菖蒲浜にて、ヨシボランティアを募集して、財団主催の琵琶湖岸ヨシ植栽行事(自主事業)を開始・開催(H27~:毎年11月3日(祝)) ○琵琶湖南湖で、特に水草の繁茂・密集した区域についての除去を実施(H27~28) ○温暖化防止「出前講座」における、講座実施用「推進員向けマニュアル」の作成 ○新技術普及促進支援事業として、びわ湖環境ビジネスメッセの「しが水環境ビジネス推進フォーラム特設 ゾーン」に出展、淡海環境プラザ事業の P R を実施(H27~R元)
2016 (平28)	2 4 年目	○滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定(H28.4~R2.3 [更新②]) ○JICAの委託事業として、滋賀県と共同で提案した「中国湖南省洞庭湖流域農村水環境改善プロジェクト」事業(3年計画)が、JICA草の根技術協力事業に採択(11月)され、技術者派遣や訪日研修などを開始・実施(H28~R元) ○平成25年度より実施の「個人用住宅太陽光発電システム設置促進事業」について、太陽光発電設置に加え自律分散型システム等の導入を広めるため、「スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金(県補助事業)」事業に再編し、開始・実施(H28~R4) ○下水道に関心を持ってもらうため、「滋賀県流域下水道マンホールカード」を作成、来館・希望者に配布開始(8月) 。ヨシふれあい事業として、公募の県民とヨシ簾づくりを行う「ヨシ簾ワークショップ」開催(H28~30)。水草刈取管理関連事業の内、漁場環境の維持回復として、漁業者等からなる南湖北部環境保全活動組織からの水草除去の受託事業を開始・実施(H28~)
2 0 1 7 (平29)	25年目	○矢橋帰帆島メガソーラー発電事業を行う京セラ株式会社ならびに京セラTCLソーラー合同会社からの環境啓発活動支援協力金(寄付金)を原資に、より幅広い県民層を対象にした地球温暖化防止セミナーの開催等を行う「地球温暖化防止啓発事業」を開始・実施(H29~) ○温暖化防止活動推進センター活動事業(受託事業)にて、温暖化防止対策のポスター等を県内在住等の児童・生徒から募集、優秀作品の表彰・展示、表彰作品のカレンダー作成を行う「『クールチョイス』ポスター募集」取組を開始(H29~:R元~「地球温暖化防止啓発事業」に事業統合)。県域放送局を活用したCOOL CHOICE啓発事業(自主事業)を開始・実施(H29~30)。新技術研究開発支援事業として、ILEC(国際湖沼環境委員会)が日本工営(株)等と共同で支援実施の「ベトナムクアンニン省ハロン港地域のグリーン成長推進プロジェクト補強事業」のうち、汚染源対策・処理の調査業務への協力(H29~)。平成20年度に琵琶湖ヨシ拠点整備事業として整備施設の内、「ファーストフラッシュ浄化施設」について、当初の目的達成のため、施設撤去・原状復旧(3月)また、「ヨシ苗育成センター整備事業」として、ヨシ苗育成池3号池と4号池脇に山砂・砕石を搬入、敷均し整備を実施
2 0 1 8 (平30)	26年目	○財団広報誌「明日の淡海」を冊子・年1回発行から、リーフレット・年4回発行(第27号~)に ○日本全国のラムサール条約登録湿地などの代表的なヨシ群落の調査・情報発信を行う「日本のヨシ情報調査事業(自主事業)」を開始・実施(H30~R2:調査計20カ所、平成30年度6カ所:①渡良瀬遊水地(茨城県古河市他)、②霞ヶ浦・妙岐の鼻(茨城県土浦市他)、③向島(京都市伏見区)、④淀川・鵜殿(大阪府高槻市)、⑤円山川下流(兵庫県豊岡市)、⑥六角川、牛津川、嘉瀬川(佐賀県佐賀市)) ○温暖化対策に対する意識調査事業(受託事業)を実施 ○「ヨシ苗育成センター整備事業」として、ヨシ苗育成池4号池に山砂を搬入、整地を実施 ○びわ湖の日オフィシャルパートナー「野洲のおっさんびわ湖一周行脚」として、テレビ応報を発信開始(H30~)

滋賀県内の環境関連事項 (滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	国内外の環境関連事項 (滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	西暦 (年)
・「琵琶湖環境研究推進機構」発足(4月) ・「第四次滋賀県環境総合計画」策定(10月) ・「滋賀県環境学習等推進協議会」発足(10月)	・第15回世界湖沼会議開催(ペルージャ・イタリア)(9月) ・持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議(愛知県名古屋市、岡山市)(11月)	2 0 1 4 (平26)
・「生物多様性しが戦略」策定(3月)・「琵琶湖森林づくり条例」改正(3月)・「滋賀県水源森林地域保全条例」制定(3月)・「滋賀県産業振興ビジョン」策定(3月)	・第7回世界水フォーラム開催(テグ市、キョンジュ市・韓国) (4月) ・「琵琶湖とその水辺景観-祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産認定 (4月) ・「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」制定 (9月) ・気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) (パリ・フランス) 「パリ協定」採択 (11月)	2 0 1 5 (平27)
・「第三次滋賀県環境学習推進計画」策定(3月) ・「しがエネルギービジョン」策定(3月) ・「滋賀県こだわり農業推進基本計画」策定(3月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画」改定(3月) ・「第四次滋賀県廃棄物処理計画」策定(7月) ・琵琶湖博物館第1期リニューアル(C展示室・水族展示) (7月)	・「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」策定(4月) ・富山でG7環境大臣会合開催(5月) ・「パリ協定」発効(11月) ・気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)(モロッコ・マラケシュ)(11月) ・第16回世界湖沼会議開催(インドネシア・バリ)(11)	2 0 1 6 (平28)
 ・「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定(3月) ・「琵琶湖保全再生施策に関する計画」策定(3月) ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定(3月) ・「滋賀県農業・水産業温暖化対策行動計画」策定(3月) ・国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室の開設(4月) 	・気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)(ドイツ・ボン)(11月)	2 0 1 7 (平29)
 ・「滋賀県災害廃棄物処理計画」策定(3月) ・びわ湖フローティングスクール2代目「うみのこ」就航(6月) ・湖沼水環境保全に関する自治体連携・設立宣言(10月) ・琵琶湖博物館第2期リニューアル(ショップ)(3月) ・ ル (レストラン・別館)(4月) ・ ル (ディスカバリールーム等)(7月) ・ ル (樹冠トレイル)(11月) 	・第8回世界水フォーラム開催(ブラジリア・ブラジル) (3月) ・「第五次環境基本計画」策定(4月) ・「気候変動適応法」制定(6月) ・第17回世界湖沼会議開催(霞ヶ浦・茨城)(10月) ・「気候変動適応計画」策定、「気候変動適応法」施行 (11月) ・「国立環境研究所気候変動適応センター」設置(12月) ・気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)(カト ヴィツェ・ポーランド)(12月)	2 0 1 8 (平30)

西暦	財団設立	
(年)	からの年数	財団の沿革・あゆみ
2 0 1 9 (平31· 令元)	2 7 年目	○一般家庭における取組みを促進するため、桐原学区協働まちづくり協議会との協働により、全国初となる「省エネ・脱CO₂まちづくり」推進実践モデル事業(国等補助事業:(現)しが CO₂ネットゼロまちづくり推進モデル事業)」を開始・実施(R元~)。「日本のヨシ情報調査事業(自主事業)」として、調査実施(8カ所:①岩木川(青森県五所川原市)、② 仏沼(青森県三沢市)、③蕪栗沼(宮城県栗原市他)、④北上川(宮城県石巻市)、⑤揖斐、長良、木曽川(三重県桑名市他)、⑥西中島(大阪市淀川区)、⑦きらら浜(山口県山口市)、⑧筑後川(福岡県久留米市))。 低炭素社会づくり学習支援事業として、学習船「うみのこ」の事前学習用教材「生きているびわ湖」開発。適応策啓発動画企画事業(受託事業)、省エネ・再生可能エネルギーに係る出前講座の教材作成等を行う「地域エネルギー活動支援補助金事業(県補助事業)」を実施
2020 (令2)	28年目	○滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定(R2.4~R6.3 [更新③]) ○高島汚泥コンポスト利活用推進事業(受託事業)として、コンポストの試験製造(R2のみ)・成分分析・栽培試験・普及啓発等を開始・実施(R2~) ○水草を堆肥化するための有効利用地について、貸借土地の所有権移転に伴い、従前使用地の退去・新たな用地の確保・移転整備が必要となったことから、水草除去が例年より2ケ月遅れの6月下旬からの開始に ○「日本のヨシ情報調査事業(自主事業)」として、調査実施(令和2年度6カ所、3年間計20カ所:①霧多布湿原(北海道浜中町)、②釧路湿原(北海道釧路市)、③宮島沼(北海道美唄市)、④佐潟(新潟市西区)、⑤福島潟(新潟市北区他)、⑥児島湖(岡山県岡山市他)) ○各種受託事業(滋賀グリーンディール研究会運営補助業務、気候変動適応推進事業)を実施 ○水草有効利用業務において、堆肥畝への特定外来植物の侵入ならびに新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度における水草堆肥の一般配布を中止 ○財団全体で新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、活動の中止、行事の規模縮小・WEB等への企画変更
2021 (令3)	2 9 年目	○ コーディネート機能強化、 ブランド力の向上、 自律的な財団運営の推進 を経営方針とする「財団中期経営計画(令和3~7年度)」を策定(7月)。「日本のヨシ情報調査事業」を通じてのつながりを活かし、"ヨシの未来を考える"をテーマに、淡海ヨシシンポジウムを開催(2月)。淡海のヨシ情報調査事業(自主事業)を開始、「近江舞子内湖」を調査実施。環境保全に関する企業・団体との連携推進事業(自主事業:R4~SDGs推進支援事業)を開始・実施。各種受託事業(脱炭素経営事業者向け情報発信・普及啓発事業、高島汚泥コンポストの利活用に向け地域バイオマス混合堆肥試験を実施。水草有効利用業務において、堆肥畝への特定外来植物の侵入ならびに新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度から引き続き、令和3年度においても水草堆肥の一般配布を中止。財団全体で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、行事の規模縮小・WEB等への企画変更等発生
2022 (令4)	3 0 年目	○財団職員の資質向上、能力発揮ができる職場実現に向け「財団人材育成計画」を策定(3月) 。第72回全国植樹祭しが2022 おもてなし広場で、高島コンポスト等のPRブース出展(6月) 。運輸部門におけるネットゼロの取組を促進するため「次世代自動車導入促進事業(県補助事業: H4~、R5~「次世代自動車普及促進事業」)」として補助事業開始 。県民参加型気候変動対策プラットフォーム運営事業(受託事業)を開始・実施(H4~) 。水草有効利用業務にて、堆肥畝での特定外来植物の確認されない水草堆肥が確保でき、3年ぶりの水草堆肥の一般配布を県内6カ所で再開・実施 。新型コロナウイルス感染症により「淡海のヨシ情報調査事業」を中止も、各種行事・活動の再開
2023	3 1 年目	○財団WEBページ リニューアル (3月) 。滋賀県流域下水道マンホールカード、累計配布枚数10,000枚に到達 (3月) 。カンボジア王国シェムリアップ市のマンホールカード (日本語版、クメール語版)の配布を開始 (4月) 。淡海のヨシ情報調査事業 (自主事業)として「西の湖」「伊庭内湖」「針江」を調査実施 。従前の「スマート・エコスタイル普及促進事業」につき、CO₂ネットゼロを加速化するための既存住宅の 改築補助等を加え「スマート・ライフスタイル普及促進事業」に改称・補助事業開始 (R5~) 。淡海環境プラザ長寿命化工事 (空調設備、外壁・屋根、受変電設備 等) (9月~)
2024 (令6)	3 2 年目	。淡海ヨシのみらいを考える会議「シンポジウム」開催(1月) ○財団設立30周年記念行事、コラボしが21にて開催(3月) ○滋賀県知事から滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定(R6.4~R10.3 [更新④])

滋賀県内の環境関連事項 (滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	国内外の環境関連事項 (滋賀県「滋賀の環境2022」より抜粋編集)	西暦 (年)
・「滋賀県気候変動適応センター」設置(1月) ・「琵琶湖と共生する農林水産業」 日本農業遺産認定(2月) ・「第五次滋賀県環境総合計画」策定(3月) ・「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」策定(3月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画」改定(3月) ・琵琶湖北湖で観測史上初の全層循環未完了(4月) ・「ビワイチ」がナショナルサイクルルートに指定(11	・「食品ロス削減推進法」策定(5月) ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第49回総会(京都)(5月) ・「プラスチック資源循環戦略」策定(5月) ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定(6月) ・G20サミット(大阪)(6月) ・国連気候変動サミット(ニューヨーク・米)(9月) ・気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)(マドリード・スペイン)(12月)	2 0 1 9 (平31· 令元)
・「しが CO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言 (1月) ・琵琶湖博物館リニューアル・グランドオープン (10月) ・「琵琶湖森林づくり条例」改正 (12月)	・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布(6月)・「気候非常事態宣言決議」採択(11月)	2020 (令2)
・「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)」策定(3 ・「滋賀県食品ロス削減推進計画」策定(3月) ・「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指 針」策定(3月) ・「第四次滋賀県環境学習推進計画」策定(3月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)」策定(3月) ・「マザーレイクゴールズ(MLGs)アジェンダ」策定(7月) ・「第五次滋賀県廃棄物処理計画」策定(7月) ・「ヨシ群落保全基本計画」策定(12月)	公布(6月) ・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布(6月) ・気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)(グラスゴー、イギリス)(10月)	2021 (令3)
・「第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定(3月) ・「県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」改正 (3月) ・「滋賀県 CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」策定(3 月) ・琵琶湖流域下水道 50 周年 (3月) ・第72 回全国植樹祭しが 2022 開催 (6月) ・琵琶湖システムが世界農業遺産に認定(7月	・第4回アジア・太平洋水サミット(熊本県熊本市)(4月) ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行(4月) ・気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)(シャルム・エル・シェイク、エジプト)(11月) ・生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)にて「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択(12月)	2022(令4)
・「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」策定(3月) ・『つなぐ「しが木育」指針』策定(4月) ・「滋賀県環境こだわり農業推進条例」改定(4月) ・「クリーンセンター滋賀」の産業廃棄物の受入終了(10月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)」改定(11月)	・「生物多様性国家戦略 2023-2030」策定(3 月) ・札幌で G 7 気候・エネルギー・環境大臣会合開催 (4 月) ・第19回世界湖沼会議(バラトンフュレド・ハンガリー) (11月)	2023 (令5)
		2024 (令6)